# 令和3年 第4回

# 仁木町議会定例会会議録(1日目)

開 会 令和3年12月20日(月)

延 会 令和3年12月20日(月)

仁 木 町 議 会

# 令和3年第4回仁木町議会定例会議事日程

◆日 時 令和3年12月20日(月曜日)午前9時30分 開会

◆場 所 仁木町役場 3階議場

#### ◆議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議会運営委員会委員長報告

日程第3 会期の決定

日程第4 諸般の報告

日程第5 行政報告

日程第6 報告第1号 令和2年度各会計決算特別委員会審查報告書

日程第7 報告第2号 議会活性化特別委員会調査報告書(中間報告)

日程第8 承認第1号 専決処分事項の承認について

令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算(専決第2号)

日程第9 承認第2号 専決処分事項の承認について

令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算(専決第3号)

日程第10 一般質問 これからの町内会のあり方は(佐藤秀教議員)

遊休町有地の活用を(野崎明廣議員)

児童・生徒の通学路の安全対策は(木村章生議員)

帯状疱疹ワクチン接種に助成を(門脇吉春議員)

山村開発センターの環境整備を(上村智恵子議員)

地域産業の競争力強化プロジェクトの評価は(嶋田 茂議員)

町内の空き家の状況と利活用について(麿 直之議員)

日程第11 議案第1号 令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第5号)

日程第12 議案第2号 令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

日程第13 議案第3号 令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第14 議案第4号 令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第15 議案第5号 特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例及び仁木町議会議員の議

員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

# 令和3年第4回仁木町議会定例会(1日目)会議録

開 会 令和3年12月20日(月) 午前 9時30分 延 会 令和3年12月20日(月) 午後 4時02分

議長樹関一雄副議長宮本幹夫

# 出席議員(9名)

1 番 麿 直之 2 番 木村章生 3 番 門脇吉春 番 佐藤秀教 茂 野崎 明廣 4 5 番 嶋田 番 6

7 番 上 村 智恵子 8 番 宮 本 幹 夫 9 番 横 関 一 雄

# 欠席議員(0名)

なし

# 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 業 長 佐 藤 聖一郎 産 課 長 菊 地 健 文 副 町 長 林 産業課参 事 嶋井康夫 幸 治 育 長 岩井秋男 建 設 課 可児 卓 倫 教 長 長 奈 良 総 務 課 鹿内 力 三 教 育 次 長 充 雄 財 長 和田秀文 農業委員会会長 廣 政 課 鶴田 壽 三沢 企 課 長 新見 信 農業委員会事務局長 世紀 画 住 民 課 長 河 井 健 選挙管理委員会委員長 芳 岡 廣 住民課参事 渡辺和之 (鹿 内 選挙管理委員会書記長 力三) ほけん課長 渡 辺 吉洋 代表監查委員 原 田 修 ほけん課参事 浜 野 公 子 識見監査委員 今 井 聡 裕

# 議会事務局職員出席者

事 務 局 長 浜 野 崇 総 務 議 事 係 長 佐 藤 祐 亮

#### 開 会 午前 9時30分

○議長(横関一雄)おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。

只今の出席議員は、9名です。定足数に達していますので、只今から、令和3年第4回仁木町議会定例 会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(横関一雄)日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第123条の規定により、3番・門脇議員及び4番・佐藤議員を指名します。

#### 日程第 2 議会運営委員会委員長報告

○議長(横関一雄)日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。野崎委員長。

○議会運営委員長(野崎明廣)皆さんおはようございます。

議会運営委員会決定事項について報告いたします。

本定例会を開催するにあたり、去る12月8日水曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の定例会の会期日程等議会運営に関する事項について調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに、付議事件について申し上げます。本定例会には、報告2件、承認2件、 議案5件、意見書3件の合計12件が付議されており、他に仁木町議会会議規則第60条の規定に基づく一般 質問の通告が7人から7件提出されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第3までは、これまでと同様に進めます。日程第4の諸般の報告、日程第5の行政報告については新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、いずれも省略いたします。日程第6・決算特別委員会審査報告書については委員長報告の後、質疑を一括して行い、付託議案ごとに討論・採決を行います。日程第7・議会活性化特別委員会調査報告書(中間報告)については、仁木町議会会議規則第46条第2項の規定に基づく中間報告を行うものでございます。日程第8から第9の専決処分については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第10・一般質問については、通告順に従って、佐藤議員1件、野崎議員1件、木村議員1件、門脇議員1件、上村議員1件、嶋田議員1件、磨議員1件の順でございます。日程第11から第14の補正予算については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第16から第18の意見書については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第20・委員会の閉会中の所管事務調査については、お手元に配布のとおり各委員長より申し出がございます。

続いて、会期について申し上げます。令和3年第4回仁木町議会定例会招集日は、本日12月20日月曜日、 会期は、開会が12月20日月曜日、閉会が12月21日火曜日の2日間といたします。 最後に、その他の事項として、本日、12月20日月曜日の昼食時に学校給食試食会を実施いたします。内容はお手元に配布のとおりでございます。

また、当面する行事予定については、お手元に配布のとおりでございます。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長(横関一雄)委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

#### 日程第3 会期の決定

○議長(横関一雄)日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日12月20日から12月21日までの2日間にしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日12月20日から12月21日までの2日間とすることに決定しました。

#### 日程第4 諸般の報告

○議長(横関一雄)日程第4『諸般の報告』でございます。

議長諸般の報告については、議会運営委員会委員長報告のとおり、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインに基づき、本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配布しておりますので、後程ご高覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

# 日程第5 行政報告

○議長(横関一雄)日程第5『行政報告』でございます。

佐藤町長並びに、岩井教育長から行政報告の申し出がありましたが、先ほどの議会運営委員会委員長報 告のとおり、同じく本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配布しておりますので、後程ご高覧願います。

これで、行政報告を終わります。

#### 日程第6 報告第1号

#### 令和2年度各会計決算特別委員会審查報告書

○議長(横関一雄)日程第6、報告第1号『令和2年度各会計決算特別委員会審査報告書』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。佐藤委員長。

○決算特別委員長(佐藤秀教)皆さんおはようございます。

それでは、令和2年度各会計決算特別委員会審査報告書について、ご説明申し上げます。

別冊議案書の1ページでございます。

報告第1号、令和2年度各会計決算特別委員会審査報告書。本特別委員会に付託された次の事件の審査結果を別紙のとおり報告する。令和3年12月20日、令和2年度各会計決算特別委員会 委員長 佐藤秀教。記といたしまして、令和3年9月24日付託。付託事件につきましては、令和3年第3回仁木町議会定例会で付託されました、議案第1号から議案第4号までの令和2年度一般会計及び3特別会計の歳入歳出決算認定でございます。

2ページをお開き願います。10月26日付け、横関議長宛の委員会審査報告書でございます。審査の結果、 令和2年度一般会計及び3特別会計は、すべて認定すべきものと決定した旨、仁木町議会会議規則第76条 の規定により報告いたしました。

3ページは、審査報告書でございます。要旨を説明いたします。付託事件は先に説明したとおり、令和 2年度の一般会計及び国保、簡水、後期高齢者の3特別会計、合わせて4会計の決算認定で、これら4会 計の歳入歳出決算認定に関する審査でございます。委員会の開催年月日は、令和3年9月24日、10月12日、 13日の3日間でございます。委員会出席者、委員会条例第18条の規定により出席を求めた者及び事務局出 席者につきましては、記載のとおりでございます。審査の経過でございますが、令和3年第3回定例会に おいて、議長を除く議員8名により構成する令和2年度各会計決算特別委員会が設置され、令和2年度一 般会計をはじめ、特別会計3会計の決算認定についての審査付託により、その審査を行ったものでありま す。審査に当たりましては、4ページに記載の決算審査の意義と考え方、決算審査の視点を全委員が共通 認識の基、町長から提出のありました各会計歳入歳出決算書、決算資料及び主要施策説明書、更には監査 委員からの決算審査意見書等々を基に、町長をはじめ副町長、教育長ほか、各関係課長らの出席を求め実 施したものでございます。一般会計の歳出では、ハラスメント研修の内容、予約制バス運行事業の実績、 地域おこし協力隊活動奨励助成金の内容、配食サービス事業の増額理由、デイサービスの利用状況、乳幼 児医療助成拡大の方向性、合併処理浄化槽の設置状況、スマート農業実証プロジェクト事業の効果、有害 鳥獣の駆除状況、基盤整備事業受益者負担減の方向性、農業基盤整備促進事業の概要、ワインツーリズム 事業循環バスの方向性、町営住宅の空き家対策、戸別受信機の設置状況、高等学校生徒通学費等補助事業 の補助率、校内通信ネットワーク等整備事業の効果、体育団体補助金執行残の理由などについての質疑・ 確認がありましたが、討論はありませんでした。

特別会計では、質疑及び討論はありませんでした。

次に、決定事項でございますが、記載のとおり、令和2年度の一般会計及び特別会計3会計につきましては、いずれも賛成多数により認定すべきものと決定いたしました。以上、仁木町議会会議規則第76条の規定により報告いたします。

○議長(横関一雄)委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

佐藤委員長、自席へお戻り下さい。

これより、討論・採決を行います。

#### 付託議案第1号

# 令和2年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について

○議長(横関一雄) それでは、付託議案第1号『令和2年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第1号『令和2年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第1号『令和2年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について』は、委員 長報告のとおり認定することに決定しました。

# 付託議案第2号

# 令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

〇議長(横関一雄)次に、付託議案第2号『令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出 決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第2号『令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第2号『令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について』は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

#### 付託議案第3号

#### 令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長(横関一雄)続いて、付託議案第3号『令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第3号『令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』 を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第3号『令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について』は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

#### 付託議案第4号

# 令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

〇議長(横関一雄)続いて、付託議案第4号『令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出 決算認定について』の討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、付託議案第4号『令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。

お諮りします。この決算は委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、付託議案第4号『令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について』は、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

# 日程第7 報告第2号

# 議会活性化特別委員会調査報告書(中間報告)

○議長(横関一雄)日程第7、報告第2号『議会活性化特別委員会調査報告書(中間報告)』を議題とします。

議会活性化特別委員会から中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。本件について、申し出のとおり報告を受けることにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議会活性化特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。

議会活性化特別委員会委員長の発言を許します。上村委員長。

〇議会活性化特別委員長(上村智恵子)議会活性化特別委員会調査報告書(中間報告)について、報告いたします。

別冊議案書の7ページです。報告第2号、議会活性化特別委員会調査報告書(中間報告)。本特別委員会

における調査事件について、中間報告をしたいので、仁木町議会会議規則(昭和62年仁木町議会告示第1号)第46条第2項の規定により、別紙のとおり提出する。令和3年12月20日提出、提出者仁木町議会議会活性化特別委員会委員長 上村智恵子。

8ページをお開き願います。12月10日付けで議長宛に報告書を提出しております。

9ページをお開き願います。議会活性化特別委員会調査報告書、第2回中間報告でございます。

次に、10ページをお開き願います。はじめに、本特別委員会は、平成23年第4回仁木町議会定例会において、議会本来の役割を検証・再構築し、議会の機能を高め、町民にわかりやすい議会へと改革するため設置された議会改革特別委員会の使命を継承し、議会の活性化に関する調査・研究を行うために、再度設置されたものでございます。令和元年8月13日に第1回委員会を開催して以来、今日までに25回の委員会を開催し、種々調査・研究を行い、令和2年第4回定例会では、第1回目の中間報告を行ったところでありますが、その後の調査・研究について、2回目の中間報告を行うものでございます。

調査・研究事項につきましては、議会の活性化に関する事項についてでございます。

次に、特別委員会の概要、委員外として出席した者、議会事務局職員出席者につきましては、記載のとおりでございます。次に、特別委員会の活動経過につきましては、10ページ下段から11ページ中段まで記載のとおりでございます。

次に、活性化事項の調査・研究結果でございます。はじめに、(1)議会報告・意見交換会の開催についてでございます。令和3年の議会報告会については、感染症の影響を受けない取組として、YouTubeによるオンラインでの動画配信として実施しました。また、意見交換会についても感染症の影響を受けない取組について協議した結果、オンラインや対象を限定することで実施するとの結論に至り、通信機器や環境が整備されている中学校生徒と実施しました。今後も引き続き感染症の影響を受けにくい方法や、より多くの方に参加していただけるよう開催方法について調査・研究してまいります。次に、(2)委員会等における資料の説明についてでございます。委員より効率的に会議を進める観点から資料の読み上げはせず、根拠等の説明を実施することの提案があり、調査・研究を行うこととしました。協議の結果、決算特別委員会では主要施策説明書の説明を省略すること、その他の会議では、可能な限り資料を事前配布することで説明を省略することとし、会議日数が短縮されるなど一定の効果が見られました。

続いて、12ページをお開き願います。(3)議員報酬についてでございます。議員報酬の改定について、昨年は、新型コロナウイルス感染症の影響等を鑑み、継続協議としていましたが、新型コロナウイルス感染症の感染状況にも落ちつきが見られ、また、過去2回の減額改定を実施した当時と比較しても、町の財政状況が改善されていること等の理由から、増額改定すべきとの結論に達しました。続いて、(4)自由討議の導入についてでございます。前議会活性化特別委員会からの引継事項となっていた「自由討議の導入」については、議会基本条例にもその実施に努めることが規定されており、実現に向けて調査・研究を行ってきました。その結果、実施要領を作成し、本会議の他、常任委員会や特別委員会、全員協議会で自由討議の実施が可能な体制を整備しました。続いて(5)仁木町議会会議規則の改正についてでございます。会議規則の全面見直しを行うとともに、議員活動の家庭生活との両立を踏まえ、出産に係る産前産後の欠席期間を規定しました。また、政府において推進されている行政手続における押印義務の廃止に関し、議会への請願手続についても、請願者の利便性の向上を図るため押印の義務付けを見直しました。

13ページをお開き願います。(6) 提言書の提出についてでございます。決算特別委員会等で出された意

見が予算に反映されていない等のケースが散見されることから、委員会から検討すべき点や決算等に対する見解などを提言書として町側へ提出することについて、調査・研究を行いました。その結果、決算特別委員会の他、予算特別委員会や総務経済常任委員会、所管事務調査も同様の扱いとし、当該委員会からの意見を書面で提出し、より効率的で実効性のある行政運営につながることを目的として、提言書を文書で提出するとの結論に至りました。

最後に、今後についてでございます。現時点における本特別委員会の調査結果は、以上のとおりでございますが、継続協議とした事項の他、まだ協議に至っていない項目については、引き続き協議検討を行い、議会活性化における諸課題について精力的に調査・研究を行ってまいります。以上、本特別委員会における調査結果について、仁木町議会会議規則第46条第2項の規定により報告いたします。以上でございます。

○議長(横関一雄)委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔 「ありません」と呼ぶ者あり 〕

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

上村委員長、自席へお戻りください。

本件については、仁木町議会会議規則第46条第2項の規定に基づき、議会に報告されたものです。

質疑が終わりましたので、これで、報告第2号『議会活性化特別委員会調査報告書(中間報告)』を終わります。

#### 日程第8 承認第1号 専決処分事項の承認について

令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算(専決第2号)

○議長(横関一雄)日程第8、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和3年度余市郡仁木町一般 会計補正予算(専決第2号)』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

〇町長(佐藤聖一郎) それでは、承認第1号の提案説明をさせていただく前に、このたび令和3年第4回 仁木町議会定例会を招集申し上げましたところ、横関議長、宮本副議長をはじめ、議員各位におかれまし ては、ご多用にもかかわらずご参集賜り厚く御礼申し上げます。そして、原田代表監査委員、今井監査委 員、鶴田農業委員会会長、芳岡選挙管理委員会委員長におかれましても、万障繰り合わせの上、ご出席を 賜り誠にありがとうございます。また、冒頭の行政報告につきましては、配布させていただきました書面 にてご報告させていただきますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは早速でありますが、承認第1号の提案説明をさせていただきます。承認第1号、専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求める。令和3年12月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算(専決第2号)となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和3年9月27日、仁木町長佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算(専決第2号)。令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算(専決第2号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ493万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億2415万6000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和3年9月27日専決、仁木町長佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます

- ○議長(横関一雄)和田財政課長。
- ○財政課長(和田秀文)承認第1号、令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算(専決第2号)について ご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、令和3年9月27日に専決処分を行っております。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。15款. 国庫支出金を493 万円追加しまして、補正後の合計を41億2415万6000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。2款.総務費から13款.諸支出金まで補正いたしまして、歳出合計額に補正額493万円を追加し、補正後の合計を41億2415万6000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款. 町税から22款. 町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款.議会費から14款.予備費まで、すべての科目を載せたもので、右側の財源内訳ですが、国・道支出金が493万円の増となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。15款. 国庫支出金、2項. 国庫補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業者支援分493万円の追加でございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。2款.総務費、1項.総務管理費につきましては、新型コロナウイルスにより影響を受けた交通事業者4社への支援金265万円の追加でございます。

8ページをお開き願います。4款. 衛生費、1項. 保健衛生費につきましては、コロナ交付金の内訳変更でございます。

9ページ、7款.1項.商工費につきましては、新型コロナウイルスにより影響を受けた指定管理者2 社への支援金200万円の追加でございます。

10ページをお開き願います。13款. 諸支出金、1項. 基金費につきましては28万円を公共施設等整備基金へ積み立てるものであります。以上で説明を終わります。

○議長(横関一雄)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。7番・上村議員。

- ○7番(上村智恵子) 7ページの交通事業者支援金ですけれども、4社というのはどこになるんでしょうか。
- ○議長(横関一雄)新見企画課長。
- 〇企画課長(新見 信) 4 社と言いますのは、町内に事業所を有します一般貸切旅客自動車運送事業者並びに一般乗用旅客自動車運送事業者、町内における事業者 2 社、そして、町内を運行しておりますバス事

業者2社の以上4社ということになっております。

- ○議長(横関一雄)上村議員。
- ○7番(上村智恵子)タクシー会社とかは入っていないんですか。
- ○議長(横関一雄)新見企画課長。
- ○企画課長(新見 信)町内の2事業者におきましては、バス事業者とタクシー事業者ということでございます。町外がバス事業者2社ということです。
- ○議長(横関一雄)他にありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算(専 決第2号)』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算(専 決第2号)』は、承認することに決定しました。

#### 日程第9 承認第2号 専決処分事項の承認について

令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算(専決第3号)

○議長(横関一雄)日程第9、承認第2号『専決処分事項の承認について・令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算(専決第3号)』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

〇町長(佐藤聖一郎)承認第2号、専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求める。令和3年12月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算(専決第3号)となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和3年11月29日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算(専決第3号)。令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算(専決第3号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2389万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ41億4805万3000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正

後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和3年11月29日専決、仁木町長 佐藤 聖一郎。詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご承認賜ります ようよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(横関一雄)和田財政課長。
- 〇財政課長(和田秀文)承認第2号、令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算(専決第3号)について ご説明申し上げます。本補正予算につきましては、令和3年11月29日に専決処分を行っております。
- 1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。15款. 国庫支出金を2389 万7000円追加いたしまして、補正後の合計を41億4805万3000円とするものでございます。
- 2ページをお開き願います。歳出でございます。 3 款. 民生費から13款. 諸支出金まで補正いたしまして、歳出合計額に補正額2389万7000円を追加し、補正後の合計を41億4805万3000円とするものでございます。
- 3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款. 町税から22款. 町債まで、すべての科目を載せたものでございます。
- 4ページをお開き願います。歳出でございます。1款.議会費から14款.予備費まで、すべての科目を載せたもので、右側の財源内訳ですが、国道支出金が2389万7000円の増となっております。
- 5ページをお開き願います。歳入でございます。15款. 国庫支出金、2項. 国庫補助金につきましては、 子育て世帯臨時特別給付金2389万7000円の追加でございます。
- 7ページをお開き願います。歳出でございます。3款.民生費、2項.児童福祉費につきましては、子育て世帯臨時特別給付金に関わる事務費と1人当たり5万円の給付金、合わせて2389万9000円の追加でございます。
- 8ページをお開き願います。13款. 諸支出金、1項. 基金費につきましては、公共施設等整備基金の積立てを2000円減額するものであります。以上で説明を終わります。
- ○議長(横関一雄)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。4番・佐藤議員。

- ○4番(佐藤秀教) それでは、この度の補正、専決でございますけれど、政府の新型コロナウイルス対策の関係で18歳以下の子どもに10万円相当を給付するという政府の方針でございますが、これも二転三転しまして、最終的には現金で一括10万円を給付するということで、うちの町もそういうことでございますが、それで、この給付事業の所得の制限でございますけれども、今回、児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除くということになっていますけれど、行政報告を見た中では、対象となる児童が470名ということになっておりますけれども、これは18歳以下すべての対象者の数でしょうか。
- ○議長(横関一雄)河井住民課長。
- ○住民課長(河井 健) 只今の質問にお答えいたします。

今回、予算へ計上させていただきました470名の内訳についてでございますが、まず、中学生以下の児童手当対象児童が294名、あと児童手当対象児童とご兄弟の高校生が45名、合わせて339名。この339名につきましては、児童手当情報を活用し、年内に支給を行う予定としてございます。それ以外の高校生のみ世帯の高校生が31名、あとは所属長から児童手当を支給されている公務員世帯の高校生までの児童が68名、その他、今回の給付の対象につきましては、令和4年3月31日までに出生した児童を対象としております。

また併せて単身赴任等、別居看護の児童見込み数の合計32名がおります。その対象につきましては、児童 手当の情報がないものですから、所得状況を確認するという意味で申請方式で今回対応する予定としてご ざいます。内訳につきましては以上となってございます。

- ○議長(横関一雄) 4番・佐藤議員。
- ○4番(佐藤秀教) ちょっとわかりづらいんですけれど、この年内に支給される児童と来年以降になるというご家庭もあるんでしょうか。その違いというのは、もしあるとすれば、どういう違いで年内に支給出来ないのか、その数がどの程度、来年、仮に今年は出ないとして、来年に回される、給付される子どもは何名ほどになるのか、ちょっとその辺をお聞きしたいんですが。
- ○議長(横関一雄)河井住民課長。
- ○住民課長(河井 健)今回、国の方で「プッシュ型支給」という言葉を聞かれていると思うんですが、そのプッシュ型というのは町が保有している児童手当の情報を活用して町の方から「あなたは今回の給付金の対象です。5万円を支給します。年内に振り込みします。」ということで、一旦ご通知を申し上げました。それでその児童手当の情報に変更がない場合、もしくは、今回の受給を拒否する意思があるかないかの確認を行うんですけれども、その連絡がない場合につきましては、町は受給意思があるというふうに判断をいたしまして、年内に支給をするというものでございます。それが、国が言っておりますプッシュ型支給と言われているものでして、その対象人数が、先ほど申し上げました中学生以下294名、あと児童手当対象の児童とご兄弟の高校生45名を合わせました339名が、プッシュ型と言われる年内に給付する対象の児童の数となってございます。それ以外の児童、残りの131名につきましては、児童手当情報がないものですから、所得情報を確認する必要がございます。ですので申請方式として申請をいただいて、町の方で所得情報を確認し、内容が合致すれば給付という形を執らせていただきますので、あくまでも申請方式ですので、一応年明けに申請される方もいらっしゃると思いますけれども、なるべく速やかに申請していただくよう勧奨の上ですね、速やかに事業を完了させていただきたいと思います。以上です。
- ○議長(横関一雄) 4番・佐藤議員。
- ○4番(佐藤秀教) それでは、来年以降、プッシュ型でない児童については、来年以降の作業になるのではないかということですね。申請をしてもらって、それに応じて給付するという形になるということですね。それは申請によって、まちまちに給付されることになるですか。それとも、それらを一括・集約して、いつまでに申請を上げてください。それがまとまり次第その方たちに一括給付していくのか、それとも申請を受けたものをその都度給付していくのか。一括なのか、それぞれ申請に応じて給付していくのか、個別で対応していくのか、ちょっとその辺をお聞きしたいんですが。
- ○議長(横関一雄)河井住民課長。
- **○住民課長(河井 健)**申請方式の対象者につきましては、既に何名か申請を受付けている状況にございます。12月に申請を受付けた方に対して3月にまとめて給付ということは時間的にちょっとあり得ないものですから、その辺につきましては申請の量を鑑みながら、一、二週間程度まとめて一括し、その都度支給していって段階的に、その都度というのはちょっと事務的な部分もありますので難しいんですけれども、ある程度一定量がまとまった段階で町の方で支給決定を行い、給付をする予定としてございます。
- ○議長(横関一雄) 4 番・佐藤議員。
- ○4番(佐藤秀教)内容はだいたい理解しました。

それで、これはちょっと参考までお聞きしますけれど、960万円以上の世帯、これ児童は何名ほどいるんでしょうか。

- ○議長(横関一雄)河井住民課長。
- ○住民課長(河井 健)960万円以上の世帯は児童手当で言うところの特例給付の対象者ということになりますが、現在8世帯、児童数では14名いらっしゃいます。以上です。
- ○議長(横関一雄) 4番・佐藤議員。
- ○4番(佐藤秀教)新聞によると留寿都村がこの所得制限以外の子どもにも現金10万円の給付を行う予定ということでありますけれども、新聞によりますと、管内はほとんど政府が示す基準でやるということで、うちの町も、全額現金年内一括で、所得制限を撤廃しないということでございますが、町長この考えは今後も変わらないということでよろしいでしょうか。

それでもし、変えないで国の示した部分でいくという部分の、その理由をちょっとお聞かせ願いたいんですが。

- ○議長(横関一雄)河合住民課長。
- **○住民課長(河井 健)**今回の960万円につきましては、あくまでも児童手当のスキームをベースに国が制度設計をして行っております。ですので、それに準じた形で当町も960万円以下の支給というふうに判断したところでございます。以上です。
- ○議長(横関一雄)他にございませんか。

〔 「ありません」と呼ぶ者あり 〕

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第2号『専決処分事項の承認について・令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算(専 決第3号)』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第2号『専決処分事項の承認について・令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算(専 決第3号)』は、承認することに決定しました。

#### 日程第10 一般質問

- ○議長(横関一雄)日程第10『一般質問』を行います。7名の方から7件の質問があります。 最初に『これからの町内会のあり方は』以上1件について佐藤議員の発言を許します。4番・佐藤議員。
- ○4番(佐藤秀教) それでは、これからの町内会のあり方はについて質問させていただきます。

町内会は良好な地域社会の維持及び形成のための地域的な共同生活を行うことを目的とした周辺住民による任意団体であり、地域の人びとのふれあいや対話の場であるとともに、お互いが協力し合い、様々な活動に参加することで、楽しさや心のふれあいを発見するなど、会員の親睦と連携の場であり、さらには

行政などと協力しながら住みよい地域社会を創っていくという目的もあります。しかし、近年は全国的に 少子高齢化や、人口減少等により町内会の担い手不足が少しずつ顕在化する中、SNSの普及で趣味や世 代といった括りで手軽につながりやすくなり、プライベートを縛られたくないなどの理由から加入率も低 下しており、地域的組織としての町内会の存在意義が弱まる中、一方で、今、改めて町内会のあり方が注 目されております。

その背景には深刻な大規模災害に見舞われた都市でも農漁村でも、近隣住民の助け合いや支えあいが重要な役割を果たした事例が多くみられたことによります。近年、高齢者の一人暮らしが増え、孤立防止や安否確認、そして災害発生時にいかに円滑に避難誘導するかなど、時代の変化に対応するため町内会の果たす役割は非常に大きいものと考えます。このように町内会には、一定の区域に住む人たちが「住みよい地域づくり」を目指し、自分たちの意思により組織した団体であり、自治体の手が届かないところを補完するという役割もあります。

今、自治体を取り巻く情勢は、人口減少や少子高齢化で求められるニーズが拡大する一方、厳しい財政 状況の中、行政だけに依存した公共サービスには限界もあり、本町においても例外ではありません。これ からのまちづくりを考える上で、町内会と行政の協力関係は必要不可欠であり、高齢化社会など時代の変 化に応じた町内会のあり方について、改めて検討する必要があると考えますが、町長の見解を伺います。

#### ○議長(横関一雄)佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) 只今佐藤議員からの、これからの町内会のあり方はの質問にお答えいたします。

現在、本町では34の町内会が組織されており、うち、仁木地区には北町協和から砥の川まで23町内会、 然別、大江地区にはそれぞれ各1町内会、長沢、尾根内を含めた銀山地区には、銀山第2から尾根内まで9町内会が活動しております。町内会加入世帯数は、119世帯の表通町内会が最も多く、50世帯以上で構成するものが9、20世帯以上50世帯未満で構成するものが15、20世帯未満が10で、6世帯の南町桜台町内会が最も少ない世帯数の町内会となっております。また、銀山地区においては、9町内会で連合町内会が組織され活動しており、大江地区においては、5つの町内会で組織する連合町内会が本年4月に統合し1つの町内会に再編され、さらに全ての町内会が加入して仁木町町内会連絡協議会が組織され、町では連絡協議会の事務局を担わせて頂いているところであります。

各町内会では、例えば、然別、大江では、閉校した小学校のグラウンドで地域住民の運動会を開催したり、生活館やコミュニティセンターの指定管理者となり管理運営を担い、また、自主防災会を11の町内会で取り組むなど、地域の中心的な組織として親睦や共同生活を担う活動をしているところです。さらには、多くの町内会では、福祉推進員、防犯部長、神社委員、森林愛護委員、防犯灯組合、クリーン委員などをおき、防犯防災、地域福祉、環境美化、文化体育、広報広聴などそれぞれの地域の実情に合わせた活動を行っているものと認識しております。これらの生活に密着した活動を通して、同じ地域に住む住民同士が協力し助け合い、支え合うコミュニティを町内会は担っていると認識しておりますが、一方活動を担う会員世帯の高齢化、単身化など課題を抱える組織がでてきており、総合計画策定時のヒアリングにおいても高齢化に伴う町内会活動の維持、会員戸数の減少、役員の担い手不足を指摘する町内会のご意見を頂いたところです。

このため、総合計画では、これらの課題等を踏まえ町民のコミュニティ意識や連帯感を高め、地域の活性化が図られるよう、担い手の育成や情報の提供に努め、さらには、福祉、防災、環境衛生など町内会が

取り組む自主的な活動を支援し、地域で支えあう社会づくりを目指すこととしているところです。

具体的には、今後も活動が継続的に実施できるよう活動拠点となる町内会館の修繕費補助による運営支援 や転入者への町内会加入促進のための案内文書の配付を計画しているところですが、さらに、町内会のあ り方について、町内会連絡協議会等を通じて他市町村の事例など、情報の提供に努めてまいりたいと考え ております。以上でございます。

- ○議長(横関一雄)佐藤議員。
- ○4番(佐藤秀教) それでは、再質問をさせていただきます。

只今、町長の方から、これからの町内会のあり方についてご答弁をいただきましたが、ご承知のとおり 町内会への加入につきましては、任意であって強制すべきものでありません。

今現在、町内会への未加入世帯についてはどの程度あるのか、お聞きしたいと思います。

- 〇議長(横関一雄) 鹿内総務課長。
- ○総務課長(鹿内力三)只今の質問にお答えします。

町内会への未加入世帯につきましては、役場の方では統計は取っておりませんけれども、町内会に加入していないため、本人の申出で、町の広報を町内会を通さずにお渡ししている世帯から推測しますと13世帯はあるのではないかと思われます。以上です。

- ○議長(横関一雄)佐藤議員。
- ○4番(佐藤秀教) 只今のご答弁で、本人の申出により13世帯が未加入ということでありますけれども、これに、おそらく本人が申出ていない方もいらっしゃると思います。ですから、プラスアルファはあるのかなというふうに感じていますけれども、それで先ほどの答弁の中で、転入者への対応については、町内会加入促進のための案内文の配付を計画しているということでございますが、その取組状況と活用方法、そして、この取組については、町内会連絡協議会と何らかの調整はされているんでしょうか。その2点についてお聞きしたいと思います。
- ○議長(横関一雄)鹿内総務課長。
- ○総務課長(鹿内力三) 只今の質問にお答えします。

町内会への加入促進の案内文書は、転入届の窓口に配置を予定しているところでございます。その中身、 内容といたしましては、「いざというとき頼りになる方が身近にいますか、町内会に加入しませんか」とい うような、町内会の活動を紹介して、町内会への加入の方法などを説明する内容が記載してあるチラシを 予定しております。このチラシにつきましては、役場の方で配付するわけでございますけれども、町内会 連絡協議会の活動として、各町内会の役員が転入世帯への加入促進のために各ご家庭を訪問する際に持っ ていけるような案内文書も町連協の事務局である総務課の方で用意いたしまして、12月中の配付を計画し ているところでございます。

配付の内容につきましては、町連協の会長と事務局とで協議の上、作成しておりまして、各町内会長へは町連協と町長の連名でご案内する準備をしているところでございます。以上です。

- 〇議長(横関一雄)佐藤議員。
- ○4番(佐藤秀教)わかりました。

それで、今のご説明の中で、活用方法は転入届の窓口に配置ということでお聞きしましたけれど、配置する際に直接窓口の担当者が説明されて、それを配付するというふうに出来るのか、出来ないのか、そう

いうことを考えているのか、考えていないのか。やはり直接担当窓口で転入手続に来られた際に、直接お話しして、これは強制出来ませんけれど、お話して「こういうものがあるんですよ」ということでご説明した上で、配付していただければ非常に効果的ではないかと思うんです。その辺の対応についてはどのようにお考えでしょうか。

# ○議長(横関一雄) 鹿内総務課長。

○総務課長(鹿内力三) この案内文書を作ったのは、役場の内部で言いますと総務課なんですけれども、 転入届出の担当は住民課でございます。今、その文書の内容につきましては総務課と住民課で協議いたし まして、内容は確認いただいているのですが、その配付の方法につきましても、今後、総務課と住民課の 方で協議してまいりたいと思います。

今のところ、作った段階では配置を予定しているということで協議しているところなんですが、今、お話があったように説明もしながら配付した方が効果的だというようなご意見でございますので、その辺ができるのかどうか、どういうような説明をするのが良いのか、強制的に加入できるものではございませんので、説明の仕方も少し気をつけながら説明しないといけないなというふうに感じております。その辺も役場の中で調整しながら、対応できる方向で考えていきたいと思います。以上です。

#### ○議長(横関一雄)佐藤議員。

○4番(佐藤秀教) 私も以前、現職のときに、団地に入居される方につきましては、窓口で「こういう町内会という組織がありますので、これは強制ではないけれど、町内会長さんの方に顔を出すことも、皆さんと一緒にやるためにはよろしいんじゃないですか」というようなお話はさせていただいた経緯があります。ですから、できればせっかく転入される、あるいは案内文書を作成するわけですから、それを有効に活用して欲しいと思うわけで、それは今これから、それが出来るか、出来ないか、担当の方と協議させてもらう、検討させてもらうということなので、ぜひこれは前向きに検討してほしいと思います。

次に、町内会の現状について伺いますが、答弁書の中にも、いろいろ謳っておりますけれども、町内会の活動は人口の減少と直結する問題だと思います。それで、人口減少によって、その影響をもろに直接受けるのではないかというふうに思っています。

本町では、総合計画、あるいは地方版総合戦略で、その計画に沿って現在様々な人口減少や少子高齢化の対策ということで、集中的に取り組んでいるわけでございますけれども、残念ながら、人口減少、少子高齢化が進んでいるというのが現状です。そこで、先ほどの答弁で、「総合計画策定時にヒアリングをとおして町内会のおかれている現状について意見を伺ったところである」というお話でありますが、もう少し具体的に町内会のおかれている現状をどう感じているのか、どう捉えているのか。もう少し具体的にご説明をお願いしたいと思います。

# ○議長(横関一雄)鹿内総務課長。

○総務課長(鹿内力三)町内会の現状をどう捉えているのかというようなご質問でございますけれども、少し繰り返しになりますけれども、町内会の現状のご意見はですね、役場で主催しております町内会長会議ですとか、総合計画策定時の町内会のワークショップを開催して、現状と言いますか、参加者の皆さんから伺っているところでございます。その中で、感じていると言いますか、その中で出たご意見の中では、規模の小さな町内会では今まで活動してきたものと同等のことを行おうとすると、会員個々に負担感が出てくるですとか、高齢化が進み役員のなり手が固定化している町内会があるですとか、コロナ禍というこ

ともありますが、親睦の活動も前に比べて縮小を余儀なくされているというようなところもございます。こういうことを受けて、今感じていることは、一方で近隣する町内会同士の合併というものは一朝一夕にはできることではございませんが、答弁にもありましたように、今年4月の大江地区の6町内会をはじめ、過去には若松町内会と表通り町内会、長沢地区ですとか尾根内地区などでも、町内会同士の合併というのが実施されてきております。会員数の少なくなってきた町内会の合併というのは、今後も続いていくのかというふうに感じてございます。以上です。

#### ○議長(横関一雄)佐藤議員。

○4番(佐藤秀教) 只今、町内会の現状についてご答弁いただきましたが、やはり会員数の減少は、これは地域差があると思うんですが、増えているところもあると思いますけれども、ほとんどのところで減少していっている、あるいは高齢化、あるいは役員のなり手が固定化しているということで、私も町内会活動を通じて私もそれは実感しています。

先ほどのお話にありましたように、だんだん戸数が減っていって、隣の町内会と合併するだとか、そういう問題も当然これからご答弁のとおり進んでいくのかなというふうに感じています。

町内会活動には町内会独自で活動するものと、町から依頼を受けて行う活動があると思います。そこで、町からの依頼を受けて行う活動についてはどのようなものがあるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

#### ○議長(横関一雄) 鹿内総務課長。

○総務課長(鹿内力三) 只今の質問にお答えいたします。

町の方から各町内会にご依頼していることは幾つかあるのですが、1番大きいものは、広報や各種お知らせの配布でございます。その他、一部の町内会には町の各種委員をお願いしているものもございます。一例を申し上げますと、まち・ひと・しごと創生有識者会議の委員ですとか、防災会議の委員、地域公共交通活性化協議会の委員などを一部の町内会長さまにはお願いしているところでございます。また、これは全ての町内会にお願いというか選出をしていただいてるんですが、福祉推進委員というものもお願いしているところでございます。町が直接ではないのですが、町に事務局のある各種団体からもお願いしているものもございます。例えば、交通安全推進委員会の役員、これは国道や道道の沿線の町内会の会長さんにお願いしているものでございます。あと、森林愛護組合連合会では森林愛護協力員というのもお願いしております。その他、コミュニティ推進委員ですとか、防犯協会ですとかそういうものもお願いしているところでございます。その他、町の方からは街路灯管理ですとか、道路愛護活動ですとか、そういうものも実施している町内会につきましては、その補助金の申請なども、町内会の方からいただいているところでございます。以上です。

#### ○議長(横関一雄)佐藤議員。

○4番(佐藤秀教)今、町からの依頼で行う町内会活動、これはかなり多岐にわたってあるわけでありますけれども、先ほど来言っているように、今は戸数も会員数も減ってきて、なかなか役のなり手というのは難しい状況にもあるんです。これは全て地域のコミュニティを考えると、廃止なり整理することは難しいのかなとは思いますけれども、今後状況に応じてそういう検討をしていただけるのか。その辺についてちょっとお聞きしたいと思います。

# ○議長(横関一雄) 鹿内総務課長。

○総務課長(鹿内力三) 只今の質問にお答えいたします。

町内会に依頼しているものは、先ほども申し上げましたように、大きく分けますと、防犯・防災・交通 安全・福祉に関わるものが中心で、地域で安心して暮らし支え合う地域づくりのためには必要な取組で、 今後も継続が必要と考えますけれども、今までもそうなのですが、一時的な役目を終えたものにつきまし ては、必要がなくなった時点で終了しておりますので、最初に言った防犯ですとか防災ですとかというの は、なくならない必要なものかとは思いますけれども、それ以外のもので、もう役目を終えたものについ ては、随時見直しもしていければと思っております。以上です。

- ○議長(横関一雄)佐藤議員。
- ○4番(佐藤秀教)わかりました。

確かに地域コミュニティを考えますと、なかなか廃止出来ないということでありますので、町の方もこの状況を勘案した上で、適宜その辺の対応をしてほしいと思います。

次に、町内会活動への支援について伺いますが、答弁書の中で、地域活性化に向けその担い手の育成等々、町内会の支援について、いろいろ示されておりますけれども、先ほど来、町内会の会員数の減少が深刻な問題となっています。今後は、活動する上でやはり町内会費の増額なんていうのも、きっとおそらく出てくる町内会もあるのかなと思います。うちの町内会で言えば、1000円上げるのでも大変な状況なんです。やはり今、年金で生活されている高齢者の方も多いものですから、なかなか町内会費を上げられないという現実もあります。そこで今後、町内会活動への支援については、費用もかかることで大変だとは思いますけれど、何か具体的にあるのか、その辺について伺いたいと思います。

- ○議長(横関一雄)佐藤町長。
- ○町長(佐藤聖一郎) 只今の質問にお答えいたします。

町内会は、任意の組織でありまして、その活動もそれぞれ独自に決めて活動しているものと認識しております。その上で公益性のある一部活動につきましては、行政において支援すべきことと考えております。例えば、街路灯の維持管理については、町内会の会員のみならず、他の町民や来町される皆さまにとってもその場所を通行する上で安心できる設備が必要となりますので、補助金で支援させていただいたり、同じように町道の道路愛護活動についても支援させていただいております。このような広域性のある福祉・防災・環境衛生など町内会が取り組む自主的な活動にはご支援をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。また、公益性の高いまちづくり事業を実施するには、町内会をはじめボランティアを行うグループに対し、地域におけるコミュニティの充実、地域内の連携活動につながるものにつきましても、ご支援させていただいているところでございます。さらに今年度は、地域おこし協力隊員を新たに銀山地区振興員として委嘱させていただき、主に銀山地区で地域のコミュニティ活動の担い手として精力的に活動していただいていることもございます。また、具体的な支援策という部分では、令和元年度には第9回大江地区の連合大運動会を行ったときに、町からも補助をさせていただいた経緯もございます。以上でございます。

- ○議長(横関一雄)佐藤議員。
- ○4番(佐藤秀教)やはりこれから町の財政を考えると、なかなかお金が欲しいと言っても厳しい状況なのは十分理解しております。
- 6月の定例会では、同僚議員も街路灯の維持管理に関しての負担軽減についていろいろ質問された中で、「LED化が一段落して状況に応じて検討する」などという答弁もされております。ですから、今後とも

それ以外にも、様々な活動があるわけですから、町内会運営も金銭的にもしんどいということも頭の片隅 に入れていただいて、今後しっかり支援の検討をお願いしたいと思います。

それでは最後に、町長に伺いますが、先ほどからしつこいぐらい少子高齢化が進んでいるということで、 改めて地域社会の在り方を見直す。そして、お互い助け合い支え合うコミュニティを再構築するというこ とが、全国のどこの市町村でも課題になっているということでございます。それで、町内会は先ほど町長 が仰ったように、これは任意団体ですから自主活動が前提になると思います。人口減少が進む中でやはり 町内会の存続・運営については、今後、各町内会単位で考える取組には限界があると私も感じております。 本町の人口も推計によると、2030年度には3000人を切る。そして2040年には2347人ということで推測もさ れております。これも地域差はあると思いますけれども、もう6割から7割が高齢者という町内会もあり ます。そういう中で、今後早ければ5年後には、町内会活動に支障を来す町内会が出るということも推測 されるわけであります。これは私も感じているところで、決して過言ではないのかなと思います。これは 町と直接関係ありませんけれど、神社の例大祭なんかも、ほとんどの出役が高齢者です。役割分担をする にもかなり厳しいという中で、神社の方でも、当番区の編成替えをするということを試みたんですが、な かなか難しいということです。それが2年ほど前でしたか、断念した経過もございます。ですから、この 部分、町内会のあり方につきましては、第6期総合計画で、町内会活動の推進についても位置付けをして、 地域づくりを進めるということになっておりますけれども、そこで5年先、10年先の人口を見据えて、町 は町内会連絡協議会などとしっかり連携して、今後の町内会の存続・活性化に向けた取組の方も具体的に 進める必要があるのではないかというふうに私は感じております。改めてその部分について、町長の見解 を伺いたいと思います。

#### ○議長(横関一雄)佐藤町長。

〇町長(佐藤聖一郎)私は、町内会は共に考え支え、共に生きる福祉コミュニティに欠かせない存在であるというふうに考えております。地縁に基づく町内会は、そこに暮らす人と人を結び付け、地域での生活を豊かに生活しやすい環境を整える、なくてはならない組織であるというふうに考えております。身の回りの清掃を行ったり、街路灯を付けたり、ごみステーションを管理したり、生活する上で欠かせないものをみんなで協力しながら実施し、さらに親睦を深める活動を行うことを通して、顔の見える関係を築き、いざというときに支え合える関係を築くことができれば、そんな町内会がある町はとても住みよい町であるというふうに考えるからであります。会員数の減少から近隣の町内会で合併していく流れは、今後も続いていくものと考えますが、いずれにしましても希望する町民の皆さんが、加入できる町内会があるという現在の状態を維持していけるように、また、転入されてきた町民の皆さんにはそれぞれの方の価値観を尊重した上で、町内会の役割をお伝えしながら、加入を呼びかける取組を町内会の皆さまと協力しながら、実施してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

#### ○議長(横関一雄)佐藤議員。

○4番(佐藤秀教)本当に今町内会の問題は、どこでも抱えている問題です。非常にこれは重要で、これは本当に先ほどから言うように、人口減少、少子高齢化等、本当に直結する問題であって、日頃町の方も「協働のまちづくり」ということで、町内会というのは非常に身近に存在する団体だと思うんです。そういう町内会の活動に対して、そういう部分で大きな影響が出ているということで、今後将来、今以上に影響が出ることは必至であるというふうに感じております。

今回あえてこの町内会のあり方について、問題提起をさせていただきましたので、今後、早い段階で、 先ほども言ったように、早ければもう5年後ぐらいには、かなり厳しい状況になる町内会も出てくると思 いますので、その辺は連絡協議会等としっかり連携をして、今後のまちづくりの一端としてよろしくお願 いしたいと思います。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(横関一雄) 暫時休憩します。

休憩 午前10時58分

#### 再 開 午前11時15分

〇議長(横関一雄)休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第10『一般質問』を続けます。

- 一般質問、『遊休町有地の活用を』以上1件について、野崎議員の発言を許します。6番・野崎議員。
- ○6番(野崎明廣) それでは先に通告いたしました、遊休町有地の活用をについて質問いたします。

本町の遊休町有地は町内各地に点在しており、現在は長期間貸出中である山村開発センター横の土地のほか、北海道新幹線や高規格道路に関連する工事関係者への貸出により活用されています。さらに、町の施策として宅地整備事業やRVパーク実証実験等も展開されており、完成を心待ちにしています。

そのような中、活用されていない町有地や利用計画が不透明な町有地も存在しています。また、先日実施した中学生との意見交換会や議会広報編集特別委員会の取材では、「歩いて行ける範囲に遊ぶ場所が欲しい」との意見を多くいただいています。そこで、遊休町有地の活用について、(1) 宅地整備事業の進捗状況と完成後のPR方法は。(2) 北海道新幹線や高規格道路工事関係者への町有地の貸出は数年後に終了すると考えるが、その後の利用計画はあるのか。(3) 旧北町試験地やみずほ32建設残地は農用地であるが、新規就農者等への売買や貸出を実施する考えは。(4) 子どもたちが遊べる場所を徒歩圏内に設置する考えは。以上、4点についてお伺いします。

- ○議長(横関一雄)佐藤町長。
- ○町長(佐藤聖一郎)野崎議員からの、遊休町有地の活用をの質問にお答えいたします。

本町の遊休町有地の現状は、仁木地区に8か所、大江然別地区に4か所、銀山地区に3か所あり、このうちの1万㎡を超えるまとまった土地は、旧北町試験地、みずほ32団地建設残地、JR銀山駅下、ぎんれい団地周辺の4か所のみとなります。また、工事関係者への貸出は、ぎんれい団地周辺、旧桜ヶ丘団地跡地、大江学園ふきのとう横の3か所となります。

1点目の「宅地整備事業の進捗状況と完成後のPR方法は」についてでありますが、今年度は旧若松団地跡地である西町2丁目44番を分筆し、1区画当たり約1200㎡の宅地を3区画とする測量業務が11月に完了し、現在は登記手続きを行っているところであります。次年度は価格を設定した上で、ホームページやSNSにより広く情報の発信に努め、ハウスメーカーや不動産事業者とも連携した取組が可能となるよう、豊かな自然環境での生活を希望する子育て世帯などの移住希望者の需要を把握し、優良田園住宅整備の可能性及び定住促進の施策の一つとして検証してまいります。

2点目の「北海道新幹線や高規格道路工事関係者への町有地の貸出後の利用計画はあるのか」について 申し上げます。現在、新幹線工事関係者へは令和7年度、高規格道路工事関係者へは令和5年度までの貸 出としているところですが、工事の進捗によっては延長も考えられ、その後の利用計画は大江学園ふきの とう横町有地は国、道、町の各種残土の受入地とし活用していくこととし、桜ヶ丘団地跡地は貸付け前同様、町道除雪の堆雪場として活用、ぎんれい団地周辺については、具体の利用計画はありませんが、町での活用予定地として維持管理をしていくことを考えております。

3点目の「旧北町試験地やみずほ32建設残地は農用地であるが、新規就農者等への売買や貸出を実施する考えは」につきましては、いずれの土地も今年度から実施している宅地整備事業の実証事業の横展開事業用地や、その他各種事業の補完用地として当面は管理を継続していくことを考えております。

4点目の「子どもたちが遊べる場所を徒歩圏内に設置する考えは」につきましては、現状屋内で子どもたちが歓談できる場所は設置しておりませんが、令和5年度開設予定の(仮称)仁木町子育て支援拠点施設内において小型児童館を設置予定であり、特別な施設を設置する予定はありません。以上でございます。

#### ○議長(横関一雄)野崎議員。

○6番(野崎明廣)説明をいただきました。再質問を順次いたします。

新たな取組の田園住宅整備事業として、ご夫婦、子育て世帯、年齢制限、町外移住者などの限定をするのか。どのような公募をするのかお伺いしたいと思います。

#### ○議長(横関一雄)新見企画課長。

〇企画課長(新見 信)宅地実証事業については、移住者限定や年齢制限等はどうなるのかということでございますけれども、宅地整備実証事業の対象者につきましては2年以内に仁木町に転入した方など、現在の定住促進新築住宅補助事業の要件を基本的なベースとして考えておりまして、優良田園住宅の定義というところでございますけれども、一戸建てであること、そして、建ぺい率、容積率等そういったものの他、住宅建設の期限など、そういったものを設定することなどを予定して、今後精査をしていきたいというふうに考えております。

公募の方法につきましては、現時点では町長の方から答弁もございましたけれども、広報誌による町内 在住者から町外者への拡散ですとか、町ホームページ、Facebookによる周知を予定しておりますけれども、 この事業に賛同していただける不動産事業者等がいらっしゃれば、そちらの方面から周知の期待もできる というふうに考えておりますので、事業者の声かけなどもしていきたいというふうに考えております。以 上です。

# ○議長(横関一雄)野崎議員。

○6番(野崎明廣) それでは、町としての住宅の定住支援としてはどのようにされていくのかお伺いしたいと思います。

#### ○議長(横関一雄)新見企画課長。

〇企画課長(新見 信)町の定住支援策といたしましては、これまで新築住宅の補助、そして住宅改修補助等でこれら定住促進施策を展開してきたところです。平成29年度から今年度の見込みの軒数を含めますと、新築住宅で42軒、改修でも12軒の補助実績が今後見込まれております。

この他、合併浄化槽の設置補助ということで、住みやすい生活環境、衛生環境の充実・整備を図ってきているところでございます。今のこのコロナ禍によりまして、都市部から田舎暮らしを希望される方が増加傾向というふうに言われております。総合計画においても住環境の整備ということで、目標指標も設定しております。様々な需要を見ながら、把握しながら、産業、そして子育てへの支援など、財政状況ももちろんございますけれども、住宅に限らない形で総合的な移住・定住支援というところで進めていきたい

というふうに考えております。

- ○議長(横関一雄)野崎議員。
- ○6番(野崎明廣)いろんな形の中で、2年以内に一戸建、また平成29年から新築・改築として54軒ということで、年当たり11戸が建てられているという形で、総合的な推進を今後ともお願いをしたいと思います。

続いて、各工事をされている箇所の終了後においての活用計画はないのか。町の総合計画として、土地利用の構想として、本町の社会経済情勢が大きく変化する中で、有効な土地利用、今後の集落形成のあり方についてどのように取り組んでいくのかお伺いしたいと思います。

○議長(横関一雄)新見企画課長。

○企画課長(新見 信) これからますます人口減少の方は進み、全国で都市部への人口集中、そして農村部での過疎化が進むと言われてきている中で、田舎が現在見直されてきております。デジタル化の進展によりますテレワークですとか、ワーケーションなどを活用しながら、交流人口をはじめとした関係人口の増加を進めて、個人の価値観やライフスタイルも多様化していく中で、本町の地域特性としては、縦に長い仁木地区、然別・大江地区、そして銀山地区、それぞれの地域においてコミュニティの形成充実が図られるように地域の独自性というものも尊重しながら、コンパクトな集落形成を図っていければというふうに考えています。中心市街地においては、子育て支援拠点ですとか、産業経済拠点となる施設整備、また、その他の地域では地域の生活拠点となる物の形成など、そういう取組を進めていく中で、町有地の貸出し終了後、それらの取組を活用する土地として検討できるのではないのかというふうに考えています。以上です。

- ○議長(横関一雄)野崎議員。
- ○6番(野崎明廣) それでは、さらに地形的な特性として、平たん地、傾斜地等土地の利用方法として展開していく構想があれば伺いたいと思います。
- ○議長(横関一雄)鹿内総務課長。
- ○総務課長(鹿内力三)遊休町有地の中には、旧団地の傾斜地の遊休町有地もございます。これから高速 道路の道路網が整備されてきたり、光ファイバー網が整備されることによって、例えばその傾斜地である ということで、景観の良い場所であれば、そういうような良好な農村、景観を好む方が移住してくるとき 用の土地になるかというところも、そういうことも検討できるかなというふうに思っております。

現在、平たん地である旧若松団地のところでの実証実験を今年度から取り組んでおります。その実証実験の結果を見て、そういう傾斜地の団地の跡地につきましても、そういうものが横展開できるのかというところを検討していければというふうに考えております。以上です。

- ○議長(横関一雄)野崎議員。
- ○6番(野崎明廣) これから新たな土地、新天地を求めてくる方、景観だとかそういうことがいろいろその方に合ったところというものが求められてくると思いますので、その辺は、町としてもいろいろ発信をしながら取り組んでいただきたいと思います。

次に、旧試験地は農地として何度か売買の試みがあったと聞いていますが、なかなか売買に至っていないのはなぜなのか、原因がわかればお伺いしたいと思います。

○議長(横関一雄)鹿内総務課長。

○総務課長(鹿内力三)旧試験地は、今議員仰せのように、何度か売却の試みをしたところでございます。 過去に町内の農業者の方から土地売却希望の問い合わせがございました。問い合わせのあった方と結局売 買には至らなかったんですけれども、その方は、他で借入農地の確保が出来たという方が1件ございまし た。また、別の農業者の方は、当初購入の希望があったんですけれども、その後体調を崩しまして、農地 を増やすということを断念したということで売買には至らなかった、結果として売却に至らなかったとい うものがございました。以上でございます。

- ○議長(横関一雄)野崎議員。
- ○6番(野崎明廣) 買手があっての話になってくると思いますけれども、町としての取得価格と予定額と相当な違いが出ているのか、その辺もちょっと価格的な違いが出ているのかどうかということがわかれば、ちょっとお伺いしたいと思います。
- ○議長(横関一雄)鹿内総務課長。
- ○総務課長(鹿内力三)今言った2件につきましては、価格ではなくて、1件目は別な土地が借りられることになったので、ここは必要なくなったというところと、もう1方は、そこを購入して農地を増やそうと思ったれど、体調が悪くなりそこまで至らなかったということなので、価格が問題ではなかったのかなというふうに感じているところであります。以上です。
- ○議長(横関一雄)野崎議員。
- ○6番(野崎明廣)わかりました。 それでは、新規就農者へ貸し出す考えがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。
- ○議長(横関一雄)鹿内総務課長。
- ○総務課長(鹿内力三) 北町試験地の遊休町有地のことかと思いますが、現時点で北町試験地のところはですね、繰り返しになりますけれども、今年度から実施している宅地実証事業がうまくいったら、それを次に展開するような用地というふうに考えておりますし、そういう宅地実証事業は出来なかったとしても、町の他の事業の補完するような用途として、今は考えておりますので、当面は現状の管理を続けていく予定でございます。積極的に新規就農者の方への貸出ということは検討しておりません。以上です。
- ○議長(横関一雄)野崎議員。
- ○6番(野崎明廣)貸出しは考えていないということですが、その場所によって適材適所という形が出て くると思いますけれども、いろんな形の中で町も構想されていると思いますので、その辺は今後とも進め ていただきたいと思います。

それでは、みずほ団地の残地について、畑としての活用は不向きなのか、それで何に向けて取り組んでいくのかお伺いしたいと思います。

- ○議長(横関一雄)鹿内総務課長。
- 〇総務課長(鹿内力三)東町のみずほ団地の残地でございますが、この土地につきましては元々農地でございましたので、農業、畑として不向きな土地ということはございません。この土地につきましても先ほどから言っていますように、今年度からやっている旧若松団地の跡地で行っている実証事業のですね、うまくいったときの横展開と言いますか、次の土地ということも考えられますので、今の維持管理を継続していく予定でございます。以上です。
- ○議長(横関一雄)野崎議員。

○6番(野崎明廣)町としていろいろな構想の中で進んでいくという形ですので、この次に移りたいと思います。

町としては、多目的施設に並ぶ旧野球場跡地の活用として、キャンプ地やアウトドア系の観光の拠点としての考えを進めるのかどうか、お伺いしたいと思います。

- 〇議長(横関一雄)嶋井産業課参事。
- ○産業課参事(嶋井康夫)只今の野崎議員のご質問にお答えしたいと思います。

北町の旧野球場跡地につきましては、その手前のところに今建っています多目的滞在施設と併せて一体的に整備をしていく。いろいろな形態の滞在施設、そういうものがあそこに集まれば、より一層観光客の受入れ等には効果があるのではないか、効果的ではないかというふうに考えております。そのため、今年度、国からの交付金を活用して、キャンピングカーの専用駐車場、RVパークというものの可能性を探ろうということで、電気のコンセント等を整備しまして、それで実証実験を実施したところでございます。実験に参加していただいた方からは、ドッグランだとか、子どもの遊べるスペースというようなものを、作ってほしいというようなことと、キャンプ場のようにバーベキューなどができるような、そういうスペースもあったら良いというような声を聞いております。今後につきましては、まだ、ワンシーズンを通しての実証実験が出来ていないため、来年度につきましても、実験的な運用で進めていって、今後の整備・活用について検討していきたいと考えているところでございます。

- ○議長(横関一雄)野崎議員。
- ○6番(野崎明廣)非常にこれからの体系として、いろんな形で実証実験というものに取り組まれるのかなという感じがしております。

最後に町長にお伺いをいたします。町長は子どもたちと多くの意見交換を実施されています。町の未来 につながる子どもたちが、近くで楽しめるところ、駅前広場の充実、新たなキャンプ地などの構想を子ど もたちが町のために参画できる場所、さらに子どもたちからアイデアを募っていく、その点についてどの ようなお考えがあるのかお伺いしたいと思います。

- ○議長(横関一雄)佐藤町長。
- ○町長(佐藤聖一郎)子どもたちも含め町民の皆さんのニーズに応えるまちづくりを進めるためには、子どもたちからの提案も含め、より多くの町民の声を聴きながら、意見や要望を把握していく考えで、これまでも、そしてこれからもそういう考えでおります。

第6期総合計画の策定の際に実施したワークショップに町内在住の高校生にも参画していただきまして、 仁木町のまちづくりに対するアイデアや意見を聞かせいただいたほか、さらに今年9月には、仁木中学校 3年生の皆さんに、皆さんと同じリモートでの実施となりましたが、意見を伺う機会を作っていただきま した。これらの機会にいただいた多くの貴重なアイデアや意見から迅速な対応が必要と判断したことにつ いては、至急対応を講じたところでございます。仁木町の未来を担うお子さまや若者の皆さまが、まちづ くりや町政に関心を持っていただき、まちづくりに積極的に関わっていただくことが極めて重要なものと 認識しており、今後もご意見を伺う取組を進めてまいりたいと考えている次第でございます。以上です。

- ○議長(横関一雄)野崎議員。
- ○6番(野崎明廣)ありがとうございます。

今後いろんな形の中で、町有地の活用というものが、これから多くのアイデアをもらいながら、町とし

て活性化できる方向性というものを見出していただきたいと思いますし、これから子どもたちの未来につながるものを、どんどん子どもたちから逆に吸収できるものにしていただきたいと思います。以上をもって終わります。

○議長(横関一雄) 暫時休憩します。

休憩 午前11時42分

#### 再開 午後 1時00分

○議長(横関一雄)休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

日程第10『一般質問』を続けます。一般質問、『児童・生徒の通学路の安全対策は』以上1件について、 木村議員の発言を許します。2番・木村議員。

○2番(木村章生)それでは、児童・生徒の通学路の安全対策はについて質問したいと思います。

この度、議会では、仁木中学校3年生生徒による企画発表会「NIKI TOWN 未来を創る 2021」を参観させていただき、生徒の皆さんから、たくさんの提案や要望などを伺いました。その中で「道路の街灯が暗く通学が不安だ」という意見があり、11月30日に実施した生徒との意見交換会の中で回収した保護者アンケートにも「通学路に不安がある」という回答がありました。これを受け、私も町内の通学路をいくつか確認してまいりましたが、街灯の数が少ないため暗い箇所や、カーブミラーが枝で覆われて見えづらい箇所、降雪により冬期間は道幅が極端に狭く危険になる箇所などが多く見受けられました。

これまで、一般質問等で同僚議員からも同様の質問や提言がありましたが、未だ改善すべき箇所は多く 残されており、子どもたちや保護者の不安は解消されておりません。本町の未来を担う児童・生徒のため にも通学路の安全対策は最優先すべき課題であると考えますが、子どもたちの通学における安全確保をど のように考えているのか、町側の見解をお伺いしたいと思います。

#### 〇議長(横関一雄)佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎)木村議員からの、児童・生徒の通学路の安全対策はの質問にお答えいたします。

児童・生徒の通学路の安全対策につきましては、平成28年12月に教育委員会が中心となり、総務課、建設課、北海道開発局小樽道路事務所、北海道小樽建設管理部余市出張所、余市警察署、仁木町立小中学校の各関係組織で構成する仁木町通学路安全推進会議を設置し、各学校から報告された危険箇所の現場を定期的に点検し対策を検討しているほか、本年6月に千葉県八街市で発生いたしました児童5名が死傷する交通事故や、児童生徒が巻き込まれる犯罪などが全国各地で相次いでいることから、本年は国からの要請により危険箇所の緊急点検も実施して、通学路の安全確保に努めているところです。

具体的な対策として、今年度は町道5番線沿いの街路灯に覆い被さっていた樹木の枝払いや、季節により通学路を変更するなどの対策を実施いたしました。また、通学路の排雪につきましては、これまでも他の路線より優先的に実施しているところであります。

さらに、第2回定例議会一般質問で提言のありました町道5番線中学校通りと国道との交差点のカーブミラーについてでございますが、その後関係機関との調整、地元の方からの現地での聞取りを踏まえまして、今年中に設置するよう手配済みでございます。

今後におきましても、仁木町通学路安全推進会議において、随時危険箇所の点検や対策実施後の効果把握を行ってまいります。以上でございます。

- ○議長(横関一雄)木村議員。
- ○2番(木村章生)ご回答ありがとうございます。それでは再質問させていただきたいと思います。

その前に国道 5 号線の中学校通りと国道との交差点のカーブミラーについては手配済みということなので、よろしくお願いします。

そこで、仁木町通学路安全推進会議があるということで、そこで協議が図られているということなんで すが、今までこの会議は何回ぐらい開催されたのかお伺いしたいと思います。

- ○議長(横関一雄)奈良教育次長。
- ○教育次長(奈良充雄)通学路安全推進会議は、平成28年に設置して以降、年に1回定期的に開催しております。その他に必要に応じて臨時というのを開催できるようにしておりますが、この臨時は今までしたことがございません。

会議の主な内容につきましては、学校から報告があった危険箇所の点検・把握、それと必要に応じた各 道路管理者との協議、そのような形の会議の内容を行っているところでございます。

- ○議長(横関一雄)木村議員。
- ○2番(木村章生)年1回ということなので、その辺は理解いたしました。

それでこの会議なんですけれども、通学路とか施設だとか横断歩道の件も、この会議の中で協議したんでしょうか。

- 〇議長(横関一雄)奈良教育次長。
- ○教育次長(奈良充雄)多分今、木村議員仰られてる横断歩道というのは、そこの山村開発センターとの間の横断歩道だと思うんですけれども、その辺もこの会議で協議していまして、余市警察署に要請という形で行わせてもらっています。
- ○議長(横関一雄)木村議員。
- ○2番(木村章生)わかりました。

それで、通学路なんですけれども、学校に通う児童・生徒の通学路を全て点検して安全を図ってもらいたいところですけれども、全てそういう対策は出来ないと思うんですけれども、主に仁木中学校通りを私も点検してまいりましたけれども、まだ、枝払いなどが終わっていないときだったので、結構暗くなっていて、その後枝払いを済ませたということで、その辺は理解するところでございます。

しかし、生徒に聞きますと、そこは皆さんが通るところですけれども、その他にやはり家から通う通学路の途中と言いますか、そういうところがあると思うんですが、今この時期はどうしても夕方4時になるともう暗くなってきますけれども、その辺の対策と言いますか、街灯だけではなく生徒にどのような指導をしているのか。学校から、また町からどのような指導というか注意をしているのかお伺いしたいのですが。

- 〇議長(横関一雄)奈良教育次長。
- ○教育次長(奈良充雄) その辺の、どのような指導をしているのかということなんですけれども、基本的には交通安全の指導という形になると思います。あとは先ほど町長からの答弁でもありましたとおり、通学路変更というふうな指導をさせていただいているところでありまして、生徒が不安を感じないような形で通学路を随時変更していきたいというような対策も取っております。以上です。
- ○議長(横関一雄)木村議員。

○2番(木村章生) そのような対策ということでお伺いしましたが、やはり方法にはいろいろあると思います。反射材とかというのもあるんですけれども、やはり暗いというのはかなり不安な要素があると思います。それで、家庭の保護者の皆さんとも相談しながら、明るくというか、懐中電灯を首から下げるような電気が付くものがありますよね。そういうものを検討したり、家庭で懐中電灯を持たせて歩くだとか、そういう検討とかもしていただければもっと安全に行けるのではないかというような考えもありますので、その辺のところをもう少し町側としても考えていただきたいと思います。

それで銀山小学校なんですけれども、銀山小学校の特に櫻ヶ丘学園の生徒が銀山小学校に行くときの通 学路というのは、今現在どこを指定して通学させているんでしょうか。

- ○議長(横関一雄) 奈良教育次長。
- ○教育次長(奈良充雄) 櫻ヶ丘の児童の小学校に行くまでの通路ということで、ご説明するんですけれど、 登校については、銀山中央線、駅から道路までの通りですね、そこから、馬群別裏線を通って、銀山小学 校に行くというのが一般的な形で取らせてもらっています。登校はそうでして、下校についても子どもた ちが下校する時間がだいたい 3 時半までには完全下校しているというふうに学校から聞いていますので、 その時間であれば、暗さもさほど問題ないものですから、馬群別裏線を通らせているというような現状で ございます。
- ○議長(横関一雄)木村議員。
- ○2番(木村章生)小学生なので、今3時半ごろが下校のピークということで回答をいただきました。 あそこに確認に行ってきましたけれど、全く街灯がないんです。真っ暗な状態で、すごく真っ暗だなと いう感想と、また、学校のちょうどカーブのところに街灯が付いているんですけれども、そこも何か壊れ ているのか全然点いていないような状態でしたけれども、あれは町の物ではないんでしょうか。
- 〇議長(横関一雄) 奈良教育次長。
- ○教育次長(奈良充雄)まず街灯の方からご説明申し上げますけれども、あそこの街灯は元々銀山小学校の街灯として点けていたものなんですけれども、平成29年まではあそこに教職員住宅が2棟建っていまして、それらのためにあそこの街灯を点けておりました。平成29年に撤去した際にそこも使用しないということで、私どもとしては今のところ使用していないというような現状でございます。

あとは、馬群別裏線の関係につきましては、先ほどお話あった緊急点検も本年度しているんですけれども、その際にも中学校の方から、中学校の生徒がだいたい夕方5時が部活の終わりの時間ということで、その時間になると当然暗くなるというふうなことでそこを明るくしてほしいですとか、そういう要望があったんですけれども、私どもとしては、少し遠回りになるんですけれど道道を経由して、例えば銀山小学校の下の方の団地の方ですとか、その辺の方については道道を経由して、そちらの方を通学してほしいということで学校から子どもたちに指導をしているような現状でございます。ですのでそこの部分は、当然暗いので危険だということはこちらも認識しておりますので、今のところその通学路変更ということで、冬期間のみなんですけれども、そういうふうに対応させてもらっているというような現状でございます。以上です。

- ○議長(横関一雄)木村議員。
- ○2番(木村章生) 道道の方を迂回する、迂回という言い方もおかしいですけれど、道道の方を通って帰ってもらうように変更したということなんですけれども、やはり車の台数だとかもいろいろ考えると、や

はり安全性としては、あそこを通って帰ってきた方が良いですよね。暗いので大変危険というのはあるんですけれど、その辺をどうにかしていただくというか、私の方からもそういう要望をして生徒が安心して通えることを優先して考えていただきたいんですが、その辺のところは町長どうでしょうか。

○議長(横関一雄)佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎)町としては、通学路安全推進会議の結果を受けて、その現状の中で町道に新たな街路灯を設置する緊急度はないものと判断しているところでございますけれども、今後におきましては、危険箇所との判断に至った際には調査を行いながら、安全確保に努めていかなければならないというふうに町としても考えておりますので、その辺の部分はご理解いただければというふうに思う次第でございます。 ○議長(横関一雄)木村議員。

○2番(木村章生)ありがとうございます。

すぐにということは出来ないかもしれないんですけれども、町側としても少しでも早く子どもたちに安 心で不安のない通学ができるような対策を要望しまして今回の質問に代えさせていただきたいと思います。 どうもありがとうございました。

○議長(横関一雄)続いて、『帯状疱疹ワクチン接種に助成を』以上1件について、門脇議員の発言を許します。3番・門脇議員。

○3番(門脇吉春)それでは、質問事項ということで、帯状疱疹ワクチン接種に助成を、ということで質問させていただきます。

「帯状疱疹」は、日本では50歳から80歳までに発症率が上がり、3人に1人が発症すると言われる疾患です。近年は、患者数が増加しており、割合は多くないものの、複数回罹患する方もいます。そもそも、帯状疱疹の原因は、子どものころに感染した「水疱瘡」であり、治った後もそのウイルスが背骨に近い神経節に潜伏しているものが、年齢が50歳を超えたあたりから、疲労やストレスなどにより免疫力が低下した際に、神経にダメージを起こして皮膚に発疹をつくるものです。今回、総務省が公表した2020年国勢調査の確定値によると、道内総人口に占める65歳以上の割合である高齢化率が初めて30%に達し、本町においても、令和3年には40%を超えました。(11月末時点で40.94%)今後、さらに高齢化が進む本町にとって、町民を守るためにも帯状疱疹ワクチン接種に助成することが重要だと考えます。そこで、帯状疱疹に関して、(1)町内での罹患状況は。(2)帯状疱疹ワクチン接種の助成を実施する考えは。以上、2点について伺います。よろしくお願いします。

○議長(横関一雄)佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎)門脇議員からの、帯状疱疹ワクチン接種に助成をのご質問にお答えいたします。

1点目の「町内の罹患状況は」について、お答えします。ご質問のあった、町内の罹患状況については、データが無く把握することは出来ませんが、国内の50歳以上の成人を対象とした疫学調査によると、人口1000人に対し、年間10.9人の発症率という結果が出ており、その罹患率を令和3年11月30日現在の本町における50歳以上の人口を基に推計すると、年間約10人程度の方が発症することとなります。

2点目の「帯状疱疹ワクチン接種の助成を実施する考えは」についてですが、帯状疱疹ワクチンは、予防接種法に基づく国が推奨している定期接種とは異なる任意接種であり、50歳以上の方でワクチン接種を希望される方が自主的に受ける予防接種となっております。現在、国の厚生科学審議会において、帯状疱疹ワクチンの有効性、安全性及び費用対効果などに関するデータ収集が行われ、定期予防接種化を検討し

ているものと伺っております。一部の自治体では、ワクチン接種に係る費用を助成していることは承知しておりますが、本町といたしましては、国や他の市町村の動向を注視しながら、必要性を検討してまいりたいと考えております。 以上でございます。

#### ○議長(横関一雄)門脇議員。

○3番(門脇吉春)それでは、再度、質問したいと思います。

今、町長からお答えをいただきましたが、町内での罹患状況についてのデータがなく、国内での疫学調査による罹患状況ということで1000人に対して年間10.9人の発症率との答弁でありましたが、質問事項にもありましたとおり、この中には、50歳から80歳までに発症率が上がり、3人に1人が発症されるということも出ております。いずれにしましても発症率は高いものだと私は感じておりますし、まして高齢化を迎えている仁木町にあっては、今後その傾向はなお高くなっていくと思いますので、今後の対応を考えていただきたいと思います。

この中で今お話ししたように、確かに正確な数字を押さえるというのはなかなか大変な部分であると思いますが、国の方もいろいろ調べながらデータを出しているということがありますけれども、私が勤務していた時代ですけれど、当時から高齢者が多いということもありますが、関係する多くの方が罹患されているという状況を目の当たりにしております。また、実は私も過去にこの帯状疱疹にかかったことがありました。このとき思ったことは、このようなつらい痛みを伴う病気は、特に高齢者の方たちには罹患していただきたくないと本当にそう思っておりました。

確かに国の調査につきましても、動向としては、平成30年6月に国の厚生科学審議会でワクチン評価に関する小委員会というのが開かれておりまして、ここで定期接種化を検討中のワクチンの1つとして、挙げられておりますけれど、今言いましたように平成30年6月ということなると、3年も前ということで時間もかかりながら来ております。本当に罹ったものでなければ、この痛さ、それから辛さというものはわからないということがありますので、確かに、国の薬事承認とかいろいろなことはあると思いますし、また近隣調査の動向もあるとは思いますけれども、仁木町としてこういう高齢化を迎えて、罹患する方の痛みとかを考えたときに、できるだけ早く手を差し伸べて、寄り添っていくことが行政の1つの役割ではないのかということを思っておりますので、そういう部分でとにかく、数字上は明確になっておりませんけれども、今後の中で、こういうことも考えて高齢化の時代を迎えて欲しいと思います。本当に罹患している方が多いんだということをわかっていただきたいと思います。

それから、2つ目に入りますけれども、この中では帯状疱疹のワクチンの接種の助成をお願いしたいという部分であります。1つ目で言いましたように、罹患している方も多いという中で、本当に少しでも早くこのワクチンの助成をしていただければということを思います。

その中で、今言いました部分で罹患が多いというか、数字には出てきておりませんけれども、なったと きの痛さ・辛さなどがありますので、この部分を考えたときに、この助成について再度考えていただくと いうことは出来ないものでしょうか。どうでしょうか。

#### ○議長(横関一雄)佐藤町長。

○町長(佐藤聖一郎) ワクチン接種を行うことによって、病気に対しての免疫力が高められ帯状疱疹の発症や重症化を抑えることができることで、予防接種の意義が大きいということは認識している次第でございます。ただ、町からの助成につきましては、他の自治体の実施事例も参考にしながら、十分な調査協議

が必要なものと受け止めているところでございますけれども、今、新型コロナウイルスなど感染拡大に伴う生活の中で、皆さんそれぞれストレスを抱え、運動不足等になりながら、これまで以上に帯状疱疹の罹患者が増加するということも巷では懸念されております。そういった意味も含めて、今後において帯状疱疹の理解を広げていくことが必要であるというふうに考えておりますので、町の広報紙等を活用するなどして町民の皆さんに広く周知させていくこととか、そういうことも共に実施してまいりたいというふうに考えている次第でございます。以上でございます。

# ○議長(横関一雄)門脇議員。

○3番(門脇吉春)今町長の方から、罹患する状況とかいろいろありますけれども、今後、町民の方に広く伝えていきたいということも、お話をいただきました。

これはちょっと最後にお話ししようかと思いますけれども、本当に町民の方のお話をいろいろ聞いている中でもそうですけれど、この予防接種があるということすら知らない方もいる。実際に、もう帯状疱疹になるのは仕方がない、だけれども怖さを考えると、どうしたらいいんだということもあります。そういう中で、帯状疱疹の啓発の部分について、今後ですけれども、町の広報紙だとか、また町のホームページなどで注意喚起をしていただくとかという部分で、具体的に進めていただけるということでよろしいでしょうか。どうでしょうか。

- ○議長(横関一雄)浜野ほけん課参事。
- **○ほけん課参事(浜野公子)** 只今の質問にお答えさせていただきます。

先に町長の方からも答えていただいたところもあるんですけれども、確かに帯状疱疹につきましては、なった方でないとわからない痛みだとか、辛さはあると思います。実際に私ども家庭訪問等で町民さんとお会いする中で帯状疱疹になられた方がいるということも理解しておりまして、ただその前段として、1番最初に湿疹が出たときに「この湿疹はどこの病院にかかったら良いんだろうか」とか、「この痛みはどうして起こるんだろうか」ということを、なかなか皆さん全体が理解していることになってないのかというところは、今門脇議員からもお話があったように、啓発という部分では不十分だというのは理解しております。

ワクチンにつきましても、最近出始めたものというものでもありまして、本当に国の方で任意としてやれるものが2種類出ました。そのワクチンの受け方にしても、受けられる方、受けられない方、又は帯状疱疹になっても受けられるワクチンですが副作用も強いとか、いろんな情報がございます。そういったものも含めまして、町の広報紙ですとか家庭訪問、それから町民さんに対しての健康相談ですとか、健康教育の場面で、そもそも帯状疱疹って一体どういうものでどういう症状なのか、どういった時にどういった病院に行ったら良いのか、予防のためにどういったワクチンがあるのか等、少し丁寧に周知をするというところは不足していた部分もあるかと思いますので、その辺につきましては対応させていただけたらと思っております。以上です。

#### ○議長(横関一雄)門脇議員。

○3番(門脇吉春)今、答弁していただいた内容は、本当に町民の方に、広く皆さんに知っていただく方向で進めていただきたいと思います。

本当にこれを放置して、知識的にわからなければ帯状疱疹の後で神経痛など二次的な合併症ということもございますので、こうなるとまた大変になってきますので、これを放置することなく、本当に小さい知

識でも結構ですから、町の方から発信していただいて、今後、1人でも多く救っていけるような内容で進めていただきたいと思います。

また、少しでも早く、本当は国の承認を得て補助をしていただければいいんですけれど、なかなか先ほど言ったように、平成30年度以降まだ進んでいない部分もありますので、出来ましたら、今検討してる内容、またご説明があった2種類のワクチンの費用的な部分もありますけれども、町民のために考えて進めていっていただきたいと思います。以上です。ありがとうございます。

〇議長(横関一雄)続いて、『山村開発センターの環境整備を』以上1件について、上村議員の発言を許します。7番・上村議員。

○7番(上村智恵子)山村開発センターの環境整備を。

山村開発センターは、地域住民の生活意識の高揚をはかり、地域の発展を期するため、生産生活改善の推進・福祉の向上並びに健全な心身の増進と併せて、スポーツ普及振興に寄与する総合的施設であると条例で規定されています。しかし、山村開発センターのバスケットゴールは故障して使用できず、寒カンゴルフ等での利用が増えてくる季節になりましたが、トイレの暖房も故障しており、利用しやすい環境とは言えません。また、議会で実施した中学生との意見交換会の中では、中学生の遊べる場所がないという声が多くありましたが、子どもセンター完成時に学童保育事業が第3研修室から移動することを見据えて、山村開発センターの活用方法を改めて検討する必要があるのではないでしょうか。そこで、次の4点について伺います。(1) コロナ禍での山村開発センターの利用状況は。(2) バスケットゴールやトイレの暖房の修理、暖房便座の導入なども含め、利用者からの要望はないのか。(3) 健康増進のための機材を設置している町村が多くみられますが、子どもセンター開設に伴い、1階のプレイルームにトレーニングマシンを設置してはいかがか。(4) 資料室を訪れる方がいると聞きますが、教育委員会に学芸員はいるのか。また、町の歴史を語れる方が案内すべきと考えるがいかがか。お尋ねいたします。

- 〇議長(横関一雄)岩井教育長。
- ○教育長(岩井秋男)上村議員からの、山村開発センターの環境整備をの質問にお答えいたします。

1点目の「コロナ禍での山村開発センターの利用状況について」申し上げます。令和2年2月頃から発生いたしました新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、休館期間を含めた令和2年4月から令和3年3月までの一般の方が利用した状況は、アリーナで3508人の前年同期と比較して約58%の減、研修室(格技室)は98人の約11%の減、1階の研修室は78人の約62%の減となっております。

2点目の「バスケットゴールやトイレの暖房の修理、暖房便座の導入なども含め、利用者からの要望はないのか」について申し上げます。バスケットゴールについては、昭和57年の施設建設以来更新しておらず、現在は故障により使用できない状況にありますが、更新や修繕についての要望はありませんでした。また、暖房についてはセンターを利用する高齢者からトイレの暖房修繕や暖房便座についての要望を受けていることから、代用品等による改善や新たに設置を検討してまいります。

3点目の「1階のプレイルームにトレーニングマシンを設置してはいかがか」について申し上げます。 プレイルームは、現在、研修室として活用しており、トレーニングルーム等に転用するには、器具の導入 や維持に要する費用が必要となることから、限られた予算の中、当面は既設の備品及び設備関係の更新や 修繕を優先したいと考えておりますが、令和5年度に予定されている放課後児童クラブの退去後に、山村 開発センター各室の利活用について、利用者などの意見も伺いながら検討してまいりたいと考えておりま す。

4点目の「教育委員会に学芸員はいるのかと、町の歴史を語れる方が案内すべきと考えるがいかがか」について申し上げます。過去に文化財の発掘調査を実施するため、資格を有する職員に学芸員を発令して配置しておりましたが、現在は教育委員会に学芸員を配置しておりません。また、町の歴史を語れる方が案内すべきとのことですが、過去には新仁木町史を編纂された方に案内役をお願いして、町の歴史・文化に触れるふるさと巡りなどの事業を実施しておりましたが、案内役の高齢化により継続も困難となり、現在は実施しておりません。

議員仰せのとおり、町の歴史・文化を語られる方を配置することは施設の目的上、望ましいものと思われますので、本町の歴史・文化を語られる方の育成・確保が必要なものと認識しております。以上でございます。

- ○議長(横関一雄)上村議員。
- ○7番(上村智恵子) 1点目ですが、コロナ禍での減少は止むを得ないと思いますが、やはりこの体育館が作られたときは、若いお父さんお母さんが子どもたちをプレイルームに預けて、ミニバレーやバトミントン等で汗を流していたように思います。今の親はあまりにも便利になった反面、忙しさの中で体を使わなくなったのではないでしょうか。

このアリーナでの3508人の利用は、仁木町民が多いのでしょうか。コロナ前はアリーナで1万人近くが借りられていたと思いますけれども、他町村の方も安くて便利だということで、団体で貸し切っておられたようですが、合宿で使うなど今まではあったんでしょうか。

- 〇議長(横関一雄)奈良教育次長。
- ○教育次長(奈良充雄)過去には、当然そういうふうな事例もございました。

議員仰るとおり、やはりコロナ前と比べてかなり利用が減っているというふうな現状は理解しているところです。コロナ前の利用者1万人が多いか少ないかというのは、それは正直あるんですけれども、やはりコロナ後については、休館期間もあったということも影響しているんですけれども、やはり少ないなという認識をしております。

- ○議長(横関一雄)岩井教育長。
- ○教育長(岩井秋男) 昨年度におきましては、コロナの関係もありまして、町外からの受入れを控えてもらったという部分もございますので、昨年度だけを申し上げますと、ほとんどが町民の方の利用ということになってございます。
- ○議長(横関一雄)上村議員。
- ○7番(上村智恵子) 2点目に入るんですけれど、バスケットゴールを直してほしいという要望はなかったということですけれども、やはり中学生の皆さんがバスケットゴールで遊んでいたということですから、遊ぶところがなくて役場や町民センターの前でゲームをやったり、ボール投げをやったりしていて、やはり山村センターの中で運動やゲームが出来たらというふうに思いました。

バスケットボールのゴールは、自動的に下がってくるものではなくても、簡易に操作できるようなもの もあると思うんですけれども、やはり中学生から要望があったりしたら、そういうものはそろえていただ けるんでしょうか。

○議長(横関一雄)岩井教育長。

○教育長(岩井秋男)まず、アリーナの関係でございますけれども、今仰ったようにバスケットゴールはかなり古くなっていて、故障ということで、今は使えない状況にあります。アリーナにつきましては今のところその辺の改善の要望というのは、あまり教育委員会の方には入ってきてございません。

今後、今町の方で公共施設の総合管理計画の中の個別施設計画を立てていますので、それに合わせて利活用といいますか、バスケットゴールの内容も検討する必要があるかと考えてございますけれども、今すぐやることによって、その工事を行うときの手戻りになる可能性もありますので、今すぐやるということは今のところ考えてございません。

- ○議長(横関一雄)上村議員。
- ○7番(上村智恵子)次に、トイレの暖房についてお聞きします。「代用品等により改善を図り」とはどういうようなものを想定しているんでしょうか。
- 〇議長(横関一雄)奈良教育次長。
- **○教育次長(奈良充雄)**まず、トイレの暖房の現状なんですけれども、いろいろ調べてみたんですが、今の1番古い管理人さんに聞いてみたところ、9年前からもう動いていなかったというふうな現状でした。 それ以上、動いてなかったというふうな現状でございます。

それでいろいろと調べまして、当然今付けられるのは電気ストーブなんですけれども、電気ストーブを取り替えるのがよろしいかと思うんですが、かなり高額になるというふうなことを想定しています。出来ましたら、普通の電気ストーブを今ある電気ストーブのところに備え付けるのが1点と、洋式だけなんですけれども、洋式の暖房だけの便座というのが売っております。それを付けるような形で何とかしたいというのを今考えているという現状でございます。以上です。

- ○議長(横関一雄)上村議員。
- ○7番(上村智恵子)電気ストーブは男女とも、2つそろえるんでしょうか。
- 〇議長(横関一雄) 奈良教育次長。
- ○教育次長(奈良充雄) すいません。当然男女ともにです。

暖房便座の方については、これはちょっと予算の関係もあるものですから、可能であればということなんですけれども、男子1つないし2つ、それから女子は2つ付けたいというふうに考えております。

- ○議長(横関一雄)上村議員。
- ○7番(上村智恵子)ぜひ、お年寄りの健康を考えても、やはり温かなトイレにしてほしいと思います。 それと、3点目ですけれども、トレーニングルームについて、今若い人は都会ならジムに通うとか、体 を鍛えている人が多いのではないでしょうか。お年寄りもこの季節、散歩するにも滑って危なくトレーニ ングマシンがあると健康増進に役立つと考えます。赤井川村では、コロナ禍の中で自宅に引き籠もる人が 多いとコロナの補助金でマシンの導入をしたようですが、実情等何か聞いておりませんでしょうか。
- ○議長(横関一雄)岩井教育長。
- ○教育長(岩井秋男)赤井川村もですね、今年度約100万円程度のお金でランニングマシン3台、フィットネスバイク2台、懸垂マシン1台などの導入をしたということを伺ってございます。赤井川村の方もやはり冬場の高齢者の健康増進ということで、主に高齢者の方が多く使われていますという情報は伺ってございます。本町の場合、今、各室とも学童保育の関係もありますので、その辺も含めて学童保育が子どもセンターの方に移行した際には山村開発センターの各室の在り方というのを考えながら、そういう施設がも

し導入出来るのであれば、そういうのも方法の1つなのかなというふうに考えてございますけれども、あくまでも利用者の皆さんからの声を聞きながら、どういう活用が良いのかということは検討していきたいと考えてございます。

- ○議長(横関一雄)上村議員。
- ○7番(上村智恵子)コロナの補助金だけではなく、やはりこういう運動に対する補助金なんかも時々良いものがあると思いますので、すぐに学童が移るわけではありませんので、そのように検討してもらえればと思います。

それと 4 点目ですが、仁木町の歴史を語れる方が少なくなってきているのは事実ですから、本当に若い 人が仁木町の歴史を勉強してほしいと感じます。文化財保護審議会の中ではそういう議論などは出てこな かったのでしょうか。

- ○議長(横関一雄)奈良教育次長。
- ○教育次長(奈良充雄)文化財保護審議会の中では、主にハード的な部分、史跡ですとか、そういった部分の協議は出ていましたが、こういう語り部の関係についてはあまり出てこなかったかなというふうに感じているんですけれども、当然、必要かなというふうには認識しているというふうに思っております。
- ○議長(横関一雄)上村議員。
- ○7番(上村智恵子)是非、職員の中から、仁木町を語らせたら右に出る者はいないというぐらいの人を育てていってほしいと思っています。

全体として40年近く経つこのセンターですから、教育委員会としても老朽化が著しい状況になっている というとおり、全体的な使い道を含め、大規模な改修が必要と考えますが、この大規模改修というのは、 いつ頃というか予定はないんでしょうか。

- ○議長(横関一雄)岩井教育長。
- ○教育長(岩井秋男)山村開発センターも、昭和57年建設ということで、もうすぐ40年を迎えることになります。大規模改修につきましてはですね、山村開発センターだけではなく他の公共施設もかなり老朽化が進んでいるということもございますので、今総務課の方で各公共施設の個別施設計画を立てられていると思いますので、総務課の方で答弁いただきたいと思います。
- ○議長(横関一雄)鹿内総務課長。
- 〇総務課長(鹿内力三)今年、公共施設65施設の個別計画をコンサルに委託して作っているところでございます。それでその65施設の個別施設計画を作る際に、それぞれ現状の状態を今調べているところです。現状の中で、例えば、ABCとランクを3つに分けてやるんですけれども、Aランクは、今後10年間更新・修繕の計画は必要ないです。Bランクは、今後4年から10年の間に更新の計画には達しません。Cランクは施設運営上支障がないけれど、1年から3年で更新か修繕の必要がありますというふうに今区分けをしているところなんです。それで山村開発センターも65施設のうちの1つですので、他の施設のバランスを見ながら、最終的にどの施設から修繕をするのが良いのかということも含めて、その65施設の部分については、コンサルから今報告が来る予定になっております。ただ、その65施設の他には橋ですね、橋りょうですとか、住宅、その他に庁舎ですとか、学校ですとか、65施設以外にも、町の方で管理している施設もございますので、そういうものの修繕計画とかを鑑みて65施設だけではなくて、そういうところも鑑みて、どの順番でやっていくのかということは、今後、検討していく予定でございます。以上です。

- ○議長(横関一雄)上村議員。
- ○7番(上村智恵子) そういうふうに50施設以上もあるということで、なかなかすぐにとはいかないのかもしれませんけれども、山村開発センターの中の資料室のあり方とか、やはり指定管理でやっていく中で、中身の使い方がいろいろと変わってくるかと思いますので、そういう改修前には、どういう中身にするのかということも併せて検討していってほしいと思います。とりあえず、今使う人たちが快適に使えるように進めていってほしいと思います。以上で私の質問を終わります。
- 〇議長(横関一雄)続いて、『地域産業の競争力強化プロジェクトの評価は』以上1件について、嶋田議員の発言を許します。5番・嶋田議員。
- ○5番(嶋田 茂) それでは、地域産業の競争力強化プロジェクトの評価は、の質問をしたいと思います。「第2期仁木町まち・ひと・しごと創生 総合戦略」の「施策の展開」として、人口の維持・増加のためには、地域経済の活性化、雇用の場の確保・拡大が不可欠であり、本町においては、基幹産業の農業の振興や農業を核とした新しい産業の創出等を行う必要があるとし、3つのプロジェクトを推進することが謳われています。その中の一つに「地域産業の競争力強化プロジェクト」があります。そのプロジェクトの具体的な施策・事業の中の項目の一部として以下の項目が挙げられています。①観光情報の発信。②都市部での特産品の積極PR事業の展開。③ふるさと納税のPR。④高速道路を活用した拠点施設整備の検討。

そこで、これらの4つの施策において、令和3年にそれぞれどのような事業を展開し、その結果をどのように評価しているのか。また、④の施策について、令和6年には仁木インターチェンジ(仮称)が開通する予定ですが、景観や施設整備をどのように行っていくのか、お伺います。

- 〇議長(横関一雄)佐藤町長。
- 〇町長(佐藤聖一郎) 只今の嶋田議員からの、地域産業の競争力強化プロジェクトの評価はの質問にお答えいたします。

1点目の「令和3年にそれぞれどのような事業を展開し、その結果をどのように評価しているのか」について申し上げます。「①観光情報の発信」につきましては、コロナ禍の厳しい状況ではありましたが、埼玉県にある国内最大級のショッピングモールで開催された北海道フェア(夏、秋の2回)で仁木町産のくだもの等を販売したほか、観光パンフレット等を置くPRブースの設置、フェア開催期間中に実施された抽選会への特産品の提供とともに会場で上映する道内観光の動画により仁木町の内容をPRしていただきました。また、札幌市が西2丁目地下歩道に設置している大型ビジョン「エコチルまちビジョン」での観光PR動画の放映や札幌開発建設部が札幌駅前通地下歩行空間(チカホ)において取り組んでいる「北海道"みりょく"発信プロジェクト」で観光パンフレットの配布をお願いいたしました。さらには仁木町観光協会において、町イメージキャラクター・ニキボーのLINEスタンプの販売、Facebookにおけるくだもの狩り情報等の発信、管内の観光関連施設を中心とした観光パンフレットの設置、北後志観光連絡協議会(FANSY(ファンシー))として9月23日に余市駅で5町村のキャラクターがJRニセコ号を出迎え、観光PRを実施したほかニキボーを含めたキャラクター出演動画を配信しております。

例年実施しておりました「さくらんぼフェスティバル」及び「うまいもんじゃ祭り」の代わりに新型コロナウイルスの感染拡大防止に考慮した「さくらんぼフェア」及び「秋のくだものフェア」を開催し、Facebookなどの情報発信により、期間中は多くの観光客に来町いただくことができました。

「②都市部での特産品の積極PR事業の展開」につきましては、これまで実施しておりました新千歳空港でのサクランボやシャインマスカットのPR事業は現下の新型コロナウイルス禍により実施できない状況でありますが、JA新おたる、生産組合とともに東京など道外の市場を訪問し、これまでの実績及び次年度以降の展望について説明するなど仁木町産農産物のアピールをしてまいりました。また、昨年「La La Shine(ラ・ラ・シャイン)」としてブランド化をしたシャインマスカットにつきましては、昨年に引き続き、生産者の皆さまと一緒に鈴木北海道知事へのプロモーションを実施し訪問したことや、地域包括連携協定を結んでいる「株式会社もりもと」と連携し、ラ・ラ・シャインを使用した大福やクリスマスケーキの販売等の取組を実践し、新聞、テレビ、各種SNSで取り上げられ、多くの消費者から反響もあったことから、ブランド化が進展されたものと考えております。

「③ふるさと納税のPR」につきましては、より多くの方に本町の特産品などを知っていただくため、ポータルサイトの掲載数を増やし本町のPRと寄附額の増に努めているところであり、12月10日現在で 3 億円を超え前年を上回る寄附申込みをいただいております。新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント等を活用したPRが難しい状況ではありますが、メディア等を活用し情報発信やPRをしてまいります。

「④高速道路を活用した拠点施設整備の検討」につきましては、以前にも答弁したとおり、農村公園フルーツパークにきを指定管理者の協力の下、魅力ある観光拠点施設として位置付けて、今年度におきましては指定管理者の自主事業として多目的広場の一部を活用したキャンプサイトや育苗温室の中にカフェをプレオープンするなど既存の観光施設の魅力を向上させる取り組みを行い、どちらも利用者から好評をいただきました。

2点目の「景観や施設整備をどのように行っていくのか」についてでありますが、フルーツパークにきにつきましては、次年度以降も引き続き利用者に喜んでいただける施設とするためにどのような整備をしたら良いか、また、(仮称) 仁木インターチェンジの出入口となる町道1番線やその周辺につきましては札幌方面からの仁木町玄関口となる部分でありますので、地域住民、民間事業者及び専門家の意見なども伺いながら、農業振興地域整備計画の変更を含めて、土地利用のあり方を検討してまいります。以上でございます。

- ○議長(横関一雄)嶋田議員。
- ○5番(嶋田 茂) 只今町長の方から答弁をいただきました。

最初に、仁木町産の果物等を販売した他、観光パンフレット等を置くPRブースの設置とか、この辺の答弁書に書いてあることは、下の方までだいたい同じようなことなんですが、その中でパンフレット等を置くにしても、これまで何年間もやってきたと思うんですけれど、その部分で1年1年のデータとか、どれだけの人たちがそれを持っていってくれたとか、後の方で出てくるSNSの部分でも、どれだけのフォロワーがいるのか、その調査をしてデータとして残していますか。

- ○議長(横関一雄)嶋井産業課参事。
- ○産業課参事(嶋井康夫) 只今の嶋田議員のご質問にお答えしたいと思います。

いろいろなイベント、又は観光関係機関でのパンフレット配布、そういうものに対して、どこに何部持っていくというのは押さえているんですけれども、実際にそれが、イベントですとか観光施設で観光客の皆さん方が何部持っていったのかというところまでは、申し訳ございません。今、把握は出来ていない状

況でございます。

- ○議長(横関一雄)嶋田議員。
- ○5番(嶋田 茂)町としてどういうPRの仕方をしていくかというのがありまして、1年間やったことでどういう結果が出ているのか、それが大切だと思うんですよ。それに応じた調査とそれをデータとして残していくのは、やはり町としても達成感というものがあって、前年度がこうだったから、次の年はどうやっていったら良いんだろうかという話し合いをしながら、来年度に向かっていくという部分では大切なことだと思うんです。そういうことをきちんとやっていただかなければ、何も結果が出てこないんです。その中で、観光パンフレットは、いろんなところに置いていると思うんですが、どれぐらいの箇所においているんですか。
- ○議長(横関一雄)嶋井産業課参事。
- 〇産業課参事(嶋井康夫)観光パンフレットにつきましては、実際に今年度配布しているところでいいますと、道内・道外合わせて40か所に置いております。特に管内の各観光案内所、又はiセンターというようなところ、それにJR札幌駅の札幌観光案内所ですね、そういうところですとか、また、東京有楽町の「どさんこ旅サロン」というようなところにも出しております。また、千歳空港の観光案内所、そういうところにも設置させていただいております。以上です。
- ○議長(横関一雄)嶋田議員。
- ○5番(嶋田 茂)40か所も置いているということは、その中でパンフレットがどれだけ減っているかという部分がデータになって残っているわけです。だから1年間終わった時点で、そういうところで何部持っていっているから何部無くなっていますと、そうしたら1年のデータというのが出てくるわけですから、それを今までやっていなかったという部分ではこれからはそういうことをやっていただきたいと思うんですがどうですか。
- ○議長(横関一雄)嶋井産業課参事。
- ○産業課参事(嶋井康夫)議員仰るとおり、今後において、いろいろそういう結果、そういうデータ、リサーチするような部分、そういうのも取り組めるように頑張っていきたいと思います。
- ○議長(横関一雄)嶋田議員。
- ○5番(嶋田 茂)ぜひ、その辺はやっていただきたいと思います。

続きまして、札幌でのオーロラビジョンだとか、エコチルまちビジョンなどの観光PR動画とか、観光 動画というのは結構あるんですけれど、実際その観光動画は、どのような動画だったんでしょうか。

- ○議長(横関一雄)嶋井産業課参事。
- 〇産業課参事(嶋井康夫) こちらの方は、今年度のものにつきましては、地域おこし協力隊でユーチューバーがいるということで、そういういろんな動画作成だとかをやってくれている方がいます。そういう方の協力を得ながら、仁木町内の観光名所ですとか、後は果物狩りの様子のようなものを15秒ないし30秒にまとめたような動画を作ってございます。そういうものを提供して、あとは実際に放映される方で他の町村などのものと切り貼りしながら1本のものにして、上映していただいているというふうに伺ってございます。
- ○議長(横関一雄)嶋田議員。
- ○5番(嶋田 茂)地域おこし協力隊の中のユーチューバーがいるのは、私も存じています。

そんな中で、SNSを使ってYouTubeで流していて、どれぐらいのフォロワー数があるのか、そういうのは当然データとして取っていますね。

- ○議長(横関一雄)嶋井産業課参事。
- **○産業課参事(嶋井康夫)**まず、そこで作っていただいたものを、札幌の地下街の方で映しているような ものに関しては、フォロワー数とかは出ないのでわかりません。

その他のものなんですけれど、今年コロナの関係であまり多くのものを作っているということがなかったものですから、今年度において作っているようなものといいますと、FANCY(北後志観光連絡協議会)の方で、各町村のゆるキャラを幾つかずつ合わせてやるような動画を作っておりました。ただ、そちらの方もちょっと検索になかなか引っかからないのか、実際に見ているのは100人ぐらいなのかというふうに思っています。ただ、出したのが11月に入ってからなので、もっと早い時期に出していたら、また違ったのかなというふうに思っているところです。

## ○議長(横関一雄)嶋田議員。

〇5番(嶋田 茂)観光PR、特産物のPRという部分では、当然、最低でも1万件とか5万件とか、10万件までいかなくても、それぐらい見てもらえればありがたいかと思うんですけれどそういう中で、この何年間かやってきて、多くても二、三百件という部分では、何かやっていく角度がちょっと間違っていたのかなと私は思います。当然、仁木町をどのように認知してもらうのかという部分では、その辺はやはり現在のSNSという部分では、もうすごく見られている部分もあって、そういう中で、多くて300件ぐらいという部分であれば、やはり作ったものが良くなかったんだろうと思うんです。もしくは宣伝の仕方が悪いというのか、その辺をもっと来年度に向けてみんなと話し合いながら、PR動画でも、SNSで流したり、YouTubeでも考えてやっていただきたいと思いますけれど、どうですか。

#### ○議長(横関一雄)嶋井産業課参事。

**○産業課参事(嶋井康夫)**来年度以降、今議員の仰ったように、いろいろなものを実際に制作している、協力していただいている方々とか、観光協会などと話をしながら進めていければと思っているところでございます。

## ○議長(横関一雄)嶋田議員。

○5番(嶋田 茂)次に入りますが、都市部での特産品の積極的PR事業の展開という部分では、シャインマスカットとか、町長がJA新おたるの生産者と事務局と一緒にトップセールスで先日行ってきたと思うんですけれど、そういう町長の動きの軽さというのは、私の考えではすばらしいことだと思います。当然、そういうことは続けていってもらいたいです。そういう部分でラ・ラ・シャインという部分で、今、植えてから10年ぐらい経って、名前が8年目でラ・ラ・シャインと付きまして、そういう部分で、そのラ・ラ・シャインの人気度というのはどれぐらいのものなんでしょうか。

## 〇議長(横関一雄)菊地産業課長。

**○産業課長(菊地健文)**ラ・ラ・シャインにつきましては、昨年度ですね、ブランド化ということでラ・ラ・シャインという名称で、シャインマスカットをブランド化したところでございます。

それで先ほどの町長の答弁にもありましたように、鈴木北海道知事へのプロモーションの後ですね、鈴木知事からのツイッターによるPRをしていただいたことですとか、各種情報テレビとかにも取上げていただいたということで、少なくとも北海道内では、認知度が上がってきていると考えております。

- ○議長(横関一雄)嶋田議員。
- ○5番(嶋田 茂) これは、仁木町の指定品種として補助金を出してやってるわけですが、今現在そのラ・ラ・シャインの相対的な売上げと、ふるさと納税でラ・ラ・シャインがどれぐらい動いているのか。その辺を聞きたいんですけれど。
- 〇議長(横関一雄)嶋井産業課参事。
- ○産業課参事(嶋井康夫) ラ・ラ・シャインということでしたが、ちょっと私の手持ちの資料ではシャインマスカット一括りの資料しかないんですけれども、それでいきますと、今年度、今日現在でシャインマスカットをふるさと納税の返礼品として申し込まれた方は334件ございます。以上です。
- ○議長(横関一雄) 菊地産業課長。
- 〇産業課長(菊地健文) ラ・ラ・シャインの本年度の売上げにつきましては、手元に資料はないのですが、 先日、ハウスブドウ生産組合の反省会に出席した際には、現在まだちょっと確定はしていないところであ りますが、11月末現在で既に昨年、前年度を上回ったということで報告を受けてございます。
- ○議長(横関一雄)嶋田議員。
- ○5番(嶋田 茂) 今後の部分では、ふるさと納税で334件というのは決して少ない数字ではないです。多いと思います。そういう部分ではやはり今後ともこれに力を入れて頑張っていただきたいと思います。それと、株式会社もりもとさんが、連携してラ・ラ・シャインの大福やクリスマスケーキ販売等の取組を実践したとありますが、もりもとさんにはどれぐらいの量を使ってもらえたんですか。
- ○議長(横関一雄)菊地産業課長。
- **○産業課長(菊地健文)**株式会社もりもとさんからのシャインマスカットの大福でございますが、こちらにつきましては、すいません。前年度のデータでありますが、シャインマスカットの大福につきましては、販売計画が700個ということで、すべて完売したということでございます。クリスマスケーキにつきましては本年度からの取組で限定100台ということで、こちらも予約で完売したというふうにお伺いしております。以上でございます。
- ○議長(横関一雄)嶋田議員。
- ○5番(嶋田 茂)シャインマスカットの数という部分では、まだまだ少ないと思うんですが、もりもと さんにはもっと使っていただきたいと思います。

その中でふるさと納税のPRもそうなんですが、今、12月10日現在で3億円を超え、前年度を上回るということで、これはすごいことだと思います。そういう中で、町長も言っていました企業版ふるさと納税というのは、どのようになっているのでしょうか。

- ○議長(横関一雄)新見企画課長。
- 〇企画課長(新見 信)企業版ふるさと納税につきましては、企業が自治体に寄附した際に、最大9割の税に関する減免等の軽減措置が受けられるということでございまして、令和2年7月本町においても、企業版ふるさと納税を受けるためには地域再生計画という計画を作成しなければなりませんが、そちらの方を総務省の方から認定を受けて、受けられる体制が整っているという状況でありまして、そちらの方については北海道内において北海道応援団会議という、北海道を応援したいという企業の組織が北海道の方でありまして、そちらの方で、各町村が企業版ふるさと納税のメニューですとかということで、PR、そして周知をしている状況でございます。

- ○議長(横関一雄)嶋田議員。
- ○5番(嶋田 茂)その手続が出来て、実際に企業と接触して、話などはしているんでしょうか。
- ○議長(横関一雄)新見企画課長。
- ○企画課長(新見 信)企業版ふるさと納税の寄附をしていただきたいということで、各企業への訪問等のそういったアプローチという部分は、現在1件お話をさせていただいているところがございます。その他は、実際に地方創生ということで、企業さんが仁木町にも結構いらっしゃっていただいています。そちらの方のつながりの中で、つながりを深めながら、企業版ふるさと納税の寄附につながるような形で、協力体制等を取っていきたいと考えておりまして、今年度は1件、申し出をいただいているところでございます。
- ○議長(横関一雄)嶋田議員。
- ○5番(嶋田 茂)ぜひ、そういう部分では進んでいっているということなんで、どんどんそういうこと を進めていっていただければと思います。

続きまして、高速道路を活用した拠点整備の検討についてですが、2点目の高規格道路が予定では令和6年3月に開通するということになっているわけですが、町道1番線の景観というか、それを町としてはどのように考えているのかというのが、ここに「検討していく」と書いてあるんですが、まず、どのように町としては検討していくのか、どういう人たちと検討するのか、地域住民と書いてあるんですが、具体的にどのような人と検討をしていくのか、教えてください。

○議長(横関一雄)新見企画課長。

○企画課長(新見 信)答弁の方にございました、「地域住民、民間事業者及び専門家の意見なども伺いながら」ということで、現在町の方では令和3年度総務省の地域活性化の取組に関する知見ノウハウを有する外部専門家による取組としまして、総務省の地域力創造アドバイザーの制度を活用して、今年度様々な地域創生に関する活性化に取組に係るアドバイスを受けるということで、株式会社ワンテーブルの島田代表に来ていただいております。島田代表とはですね、今年度は、まず職員との話合いの中で課題を把握しながら、次年度、そしてその次へということでですね、観光拠点の在り方、そしてインターチェンジのにぎわい創出というところ、インターチェンジは銀山にも出来る予定でございますので、そちらの取組の方を進めるということで始まったところでございます。そういった形でアドバイザーの方の協力をもらいながら、その中で地域住民等も一緒になって考えていければというふうに考えております。

- ○議長(横関一雄)嶋田議員。
- ○5番(嶋田 茂)令和6年3月というのはもう間近です。喫緊の課題だと思うんですが、それをどんどん来年度には進めていっていただければと思うんですが、景観の部分ではちょっと前回同じような質問したときにフラワーロードというようなことを言っていましたので、毎年花を植えるとかそういうことをするのかと思っていたんですが、その辺の計画というのは、どのようになっているのでしょうか。
- ○議長(横関一雄)嶋井産業課参事。
- ○産業課参事(嶋井康夫)前の答弁のときに、道路の両側に花を植えて、それできれいな景観にしたいというような話を、たしかに私はしたと思います。

その後、皆さんからもいろんな話をいただいております。その中では、あそこに植樹をして、それで景観を保つだとか、またはそこの地域に、町長の答弁にもありますけれども、農業振興地域の整備計画の方

を変更することによって、例えば、その地域にショップが出来たりですとか、又は高速道路の出口のところに大きな標識を付けて、それで、来た皆さん方を迎えられる玄関口にするというようなことも、いろいろ話の中では出ております。今後、その辺も含めて先ほど、新見の方から話がありました専門家の意見等を伺いながら進めていければと思っております。

## ○議長(横関一雄)嶋田議員。

○5番(嶋田 茂)ぜひ、あそこは人が降りる部分であるので、「あっ」と思うような部分で考えてやっていただければと思うんですが、私もしつこいんですが、やはりあそこはフルーツ街道から1番線、鶴田さんのところまで桜並木をやってもらえればと思うんですよ。何回も言っているんですが町長どうでしょうか。

#### ○議長(横関一雄)佐藤町長。

〇町長(佐藤聖一郎)以前にも、嶋田議員の質問の中で、関連する質問に対して答弁をさせていただいた記憶がありますけれども、そのときは、何となくイメージで桜並木が両側に咲いて、降りたときに多くのお客さんを迎えられるような環境であればいいなという、何かそういうイメージで話をさせていただ記憶もありますけれども、そういう思いは変わりませんけれども、ただ、それが桜並木なのか違うものなのかということも含めて、これから高規格道路ができるのに合わせて、人を呼び込むための観光要素をいかにして作り上げることができるのかということを、我々の知識や当たり前の見識だけではなかなか弱いものがありますので、そういった部分を住民の理解と専門の方々のご意見等、そういった部分を合わせて、より良いものを作っていきたいというふうに考えております。そのための準備期間としてこれから取組を進めてまいりたいというふうに考えている次第でございます。以上です。

#### ○議長(横関一雄)嶋田議員。

○5番(嶋田 茂)ぜひ、あそこの部分というのは大切な玄関口になると思うので、職員の皆さんと町長と力を合わせて考えていただければと思います。以上で終わります。

○議長(横関一雄) 暫時休憩します。

休憩 午後 2時22分

## 再 開 午後 2時40分

○議長(横関一雄)休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、9名です。

〇1番(麿 直之)それでは、町内の空き家の状況と利活用について質問させていただきます。

「仁木町まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略」の総人口の推移と将来推計の中では「仁木町では、昭和35年の8326人をピークに人口減少が始まり、平成27年には3498人まで減少しました。令和2年以降の社人研の推計によると、今後も人口減少は続き、令和22年には2347人(32.9%減)、令和42年には1669人(52.3%減)になる」と推計されており、人口減少と共に、空き家も増えていくことが予想されます。また、町内の新興企業では従業員の約半数が余市町に住んでいると伺っておりますが、私が以前役場で、空き家の賃貸や購入の相談をした際には、有用な情報は得られませんでした。このように、以前から空き家は問題となっているものの、空き家の状況や活用については、変化が見られないと感じています。

そこで、以下の点について伺います。(1) 平成27年に職員自らが空き家調査を行っているが、その目的と得られた効果は。(2) 今年度に第 3 次地方創生臨時交付金を活用して 6 年ぶりに「空き家調査事業」を実施しているが、この目的と結果の活用方法は。(3) 空き家の活用が進まない理由を町はどのように捉えているのか。以上よろしくお願いします。

○議長(横関一雄)佐藤町長。

〇町長(佐藤聖一郎) それでは麿議員からの、町内の空き家の状況と利活用についての質問にお答えいた します。

1点目の「平成27年に職員自らが空き家調査を行っているが、その目的と得られた効果は」についてでありますが、平成27年度から平成28年度にかけて実施いたしました空き家調査は、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき空き家調査を実施することにより、空き家の老朽度や危険度等を把握し、所有者に対する意向調査を実施することで、老朽危険空き家に対する地域の安全性の確保、防災対策の推進、空き家の活用による移住者ニーズに対応した住み替えの促進等、今後の住宅施策の推進を目的とし、「仁木町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる移住推進プロジェクト実現のための基礎資料とすることとしております。同調査では、現地調査により101件の空き家等を確認し、所有者の特定調査を行った後、把握できた所有者については意向調査を実施しておりますが、空き家の状態や所有者情報を把握したことにより、倒壊や半壊等による地域住民への被害の未然防止を図るため、空き家所有者に対して早急に連絡や対応依頼を実施することができ、地域住民の安全性の確保につながったと考えております。

また、意向調査で売却等を希望された所有者に対しましては、しりべし空き家BANKを紹介し、そのうち1件が登録・売買されたところであり、他の空き家につきましても、相談があったほか、数件程度、他の民間事業者を通して売買が行われたとの報告を受けております。

2点目の「今年度に第3次地方創生臨時交付金を活用して6年ぶりに「空き家調査事業」を実施しているが、この目的と結果の活用方法は」について申し上げます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、今年度実施している空き家調査事業につきましては、町内空き家等の実態把握をするほか、基礎資料の整備及びデータベース化を行い、空き家等の適正管理やしりべし空き家BANKへの登録推進を図るとともに、空き家等を活用した移住促進など、今後の施策展開につなげることを目的としており、結果の活用方法については、前回調査と同様に、地域住民の安全確保に向けた空き家の適正管理に活用するほか、同調査結果を基礎資料とし、今後の空き家施策の方向性等を調査・研究していくこととしております。

3点目の「空き家の活用が進まない理由を町はどのようにとらえているのか」につきましては、議員仰せのとおり、今後、人口減少が進むにつれて空き家も増加していくことが懸念されており、様々な視点から空き家対策を検討していく必要があると考えておりますが、空き家の売却等については、築年数が古く居住が難しいことや、所有者が空き家の売却等を望まない、土地所有者と空き家所有者が違う、相続人が複数いるといった理由により売却等が難しい空き家も存在するとともに、所有者は売りたいがニーズが合わずに売却できないといったケースもあると考えております。しかしながら、本町が参画しているしりべし空き家BANKを活用せず、民間事業者や個人間で売買等が進んでいるケースもあり、一概に空き家の活用が進んでいないとは考えておりませんが、今年度実施している調査においても、前回調査と同様に売却等を希望された所有者に対しましては、しりべし空き家BANKを紹介し登録を促すほか、同調査結果

を基礎資料として、今後の空き家施策等を調査・研究し、進めてまいります。以上でございます。

- ○議長(横関一雄) 麿議員。
- ○1番(麿 直之)答弁ありがとうございます。それでは改めて質問をさせていただきます。

2点目の、今年度の空き家の調査について基礎資料の整備及びデータベース化を行い、空き家の等の適 正管理とございますが、これもう少し詳細がどのようなものか教えていただけますでしょうか。

- ○議長(横関一雄)新見企画課長。
- ○企画課長(新見 信)今回の空き家調査の詳細ということですけれども、平成28年に行った調査においては職員が自ら行ったものということで、今回につきましては委託業者に依頼をしてございます。それを行うことによりまして、その調査の正確性というのも担保できる形になります。また、今回の調査した物件につきましては、データベース化ということで、各1棟ずつの個々の空き家の情報、そして地図に落とし込んでの位置確認ができるような形で、委託事業の方をお願いして、空き家調査を実施するということにしてございまして、そちらの部分、一括で管理ができる体制の方をつくりたいということで、今年度行っているものでございます。
- **○1番(麿 直之)**今回そのデータベース化することで把握をしていく、かつ地図に落とし込むことで、より正確な位置だとかを把握していくことだと思うんですけれど、これらは基本的に誰がどのように活用するものなんでしょうか。

例えば、空き家情報を知りたいと言ったら、町民が閲覧できるようになるのか、もしくは職員のみが閲覧をして把握していくものなのか、不動産業者さんなどが把握していくようなものなのか。その辺りはどのようなものでしょうか。

- ○議長(横関一雄)新見企画課長。
- ○企画課長(新見 信) こちらで調査した結果につきましては、調査の中で空き家と判断された家については所有者の調査をいたしまして、そちらの方に意向調査を行います。ですが、その中で売買・賃貸等を希望されない方もいらっしゃいます。希望される方については、しりべし空き家BANK等を活用しながら皆さまにお知らせをしていくことは可能なんですけれども、所有者の方が売買を希望しない場合につきましては、当然公表することも出来ませんので、町の方で防災ですとか、景観、防犯上の観点から必要な際には活用ということにはなりますけれども、一般の方に公表するということは出来ないものでございます。
- ○議長(横関一雄) 麿議員。
- ○1番(麿 直之)ありがとうございます。

ちなみにデータベース化というのは前回もしていたのか。していなかったとしたら、何で前回出来なくて、今回は出来るのかもお伺い出来ますか。

- ○議長(横関一雄)新見企画課長。
- **○企画課長(新見 信)** データベース化という意味におきましては前回の部分についてはエクセルの中、 表の中で管理をしていたものでございました。

今年度につきましては、地図データシステムというのが防災の方で導入をしておりまして、そちらの方 を活用した中で地図にプロットを落としていくというような形で、出来るようになったものでございまし て、当時においては費用をかけないで職員自ら行う中では出来なかったものということでございます。

#### ○議長(横関一雄) 麿議員。

#### ○1番(麿 直之) わかりました。

それで、今回と前回との違いでデータベース化だとか、適正管理というところが新たにプラスされたと ころかなというふうに見受けられるんですけれども、ただ大部分として調査目的はあまり変わらないのか なというような印象を受けます。

その中で1回目の結果において、いろんな目的があるのは理解するんですけれども、例えば売却を希望された所有者が、前回は1件登録、1件売買、その他数件民間企業を通して売買が行われたということで、これがどの程度実績として良いものなのかどうかが判断しづらいんですけれども、印象としてはあまり活用が進んでないのかなというような印象を受けていて、前回がこの結果であれば、同じような目的で今回調査をしているということを考えると、今後7年も同じような結果になるのかというな印象を受けてしまうんですが、その辺りはいかがでしょうか。

## 〇議長(横関一雄)新見企画課長。

○企画課長(新見 信)調査の内容につきましては、大きく変わってないのではないかということでございますが、調査の手法等につきましては、空家対策特別措置法に基づく形で行っておりますので、まず調査の手法・方法等について変更はございません。しりべし空き家BANKの活用が1件ということに関しましては、実際に札幌市に近いということもございます。そして実際に転出とかに合わせて売却を検討される方については、所有をしたままのしりべし空き家BANKではなくて、不動産事業者に直接物件を持ち込むということもございますので、基本的には空き家の状況としては、所有者の意向に沿った形で市場に出回っている部分も多くあろうかというふうに考えておりまして、町としての施策としては大きなところで空き家を活用した施策というものについてはございませんけれども、今回、前回のアンケート、意向調査の中では、貸家という部分につきましては、貸家として使いたいという方がアンケートの総数は少ないんですけれども15%程度ということで少なかったということから空き家の活用ではなくて、町の方としては共同住宅の建設補助事業ですとか、そういった部分での定住促進、移住・定住施策としての事業展開をしているところでございます。

### ○議長(横関一雄)麿議員。

○1番(麿 直之)前回調査のアンケートだとか、今回の目的だとかというのは理解するんですけれど、3個目の質問の中にもあるとおり、町側の見解としても、空き家の利活用だったりとか売却だったりとかが進んでない理由というのが、今回この調査云々というところとはなかなかちょっと通じづらいところがあるのかなという印象も受けていて、かつ今、回答いただいた中で、例えば「利活用は考えないのか」というような質問の中でも、実際に賃貸は15%ぐらいしか考えていなかったとかというのもあると思うんですよ、それで売買は考えているのかというと、この回答のとおり、所有者が違うですとか、相続人が複数いるとか、何かしらの売却が難しいケースというのがすごく見受けられていて、今回、その調査とは直接結びつかないところに原因があるのかなというのが回答をいただいている中で、すごく印象として受けるところです。

今回、データベース化して把握をしていくというところもあると思うんですけれども、やはり根本として、この3点目の質問の回答のとおり、もう少し売却を促せるような何かだったりとか利活用についても、この15%の回答がどういう理由で回答されたのかはわからないんですけれども、もしかしたら利活用の仕

方がわからないのか、面倒くさいので売却した方が良いとか、売却も面倒くさいですとか、どういう理由なのかわからないんですけれども、もう少しその辺り、例えば町の制度なり施策なりで何か促すことというのは出来ないんでしょうか。

○議長(横関一雄)新見企画課長。

○企画課長(新見 信)町の施策として売却等がなかなか進まないところの原因が違うところにあるので はないかという、実際に家屋に関しては空き家となった後につきましては、通年で住んでいるときよりか なり古くなってしまいます。その中で今回、平成28年のときのアンケートでは、先ほど麿議員からどうい う結果だったかというご質問だったんですけれども、貸家としての活用が15%で、売買したいという方が 41%、解体したいという方は15%ということでございました。アンケートの総数自体も、何かしたいとい う方にお答えいただいていますので、そうなっておりますけれども、その中で、今後困っていることとい うアンケートではですね、「方法がわからない」というのが27%ですが、「特にない」というのがトップで 53%と、空き家はあって売買したいけれど、困っていることはないということです。実際に本町において は基幹産業が農業ということもございます。新しい空き家として持っている家屋につきましては、本町の 特性としまして外国人の技能実習生の方の受入れを行っておりまして、そちらの家屋ですとか、そういっ た部分で確保していく必要もあるというところで、一般住宅需要という部分については、民間の不動産事 業者等の中でですね、活用もできている部分も十分あるかと思います。しりべし空き家BANKについて は、物件の売買等を行うところですが、物件を買い取ってという形ではないものですから、所有者はその まま持ったままで空き家BANKに登録という形になりますので、若干不動産事業者であれば買い取ると いう形もあろうかと思いますので、そちらの方で不動産業者の方に行っているというものもあろうかと考 えてございます。

ちょっと答えになってないかもしれませんがそういう状況でございます。

- 〇議長(横関一雄) 磨議員。
- ○1番(麿 直之)すいません。もう1回確認なんですが、この前回アンケート調査というのは、この平成27年から28年にかけてやられたときのアンケート結果という認識でいいですよね。
- ○議長(横関一雄)新見企画課長。
- ○企画課長(新見 信)平成28年のときに行ったアンケート調査の結果ということでございます。
- ○議長(横関一雄) 麿議員。
- ○1番(麿 直之)また同じ質問になってしまうんですけれども、平成27年から平成28年にかけて101軒の空き家が確認されていて、例えばその中の約40%、約40件の人たちが売買を考えられていて、そのうち二十何%の人が「方法がわからない」ということであれば、少なくとも10件の方は方法がわかれば多分売却したいのかなというな印象を受けますし、残り30件の方に関しては、「売却したいけれど困ったことは特にない」という、ちょっと意味がわからないんですけれども、結局、本当にこのアンケート結果であれば、少なくとももう少し売買が進んでいるのではないかというふうにどうしても思ってしまうんですが、その辺りで言うと、結構半数近い方が売買したいのに、何でこういう結果になっているのかというのが理解出来なくて、その辺りがやはり他に何か原因があるのではないかなと思うんですけれども、その辺りはいかがでしょうか。
- ○議長(横関一雄)新見企画課長。

○企画課長(新見 信)その点につきましては、所有者は売りたいという意向があったとしても、あまりに古すぎる、不動産事業者としても取扱いが難しいという物件もあるものというふうに思いますし、町長の答弁の方でも物件があまりに古いということで、取扱いが難しい物件というのは確かに、そういった部分、そういったことも原因かなというふうに思っています。

## ○議長(横関一雄) 麿議員。

○1番(麿 直之)そうなると逆に教えてほしいんですけれど、取扱いが難しい物件というのは、正直今後どうしても増えてしまう傾向にあるのかなと思うんですが、今のお話ですともう放置するしかないというような形に聞こえてしまうんですが、何か出来ないものなんですか。

#### ○議長(横関一雄)新見企画課長。

○企画課長(新見信)古くて扱えない物件が増えて放置するしかないのではないかということで、そういった部分が全国的に多くなってきたということで、この法律が平成26年に出来て、強制撤去という形の手法も執れるもの、そしてこの法律は少子化ですとか、過疎化ということで、大都市においても空き家は増え続けているんだと思いますが、小さなこの田舎町においてもですね、高齢化ということで、単独世帯になって、そのあと引っ越しだとかということで、その際に住める住宅は住めるうちに改修という形であればよいのですけれども、住めなくなってしまった段階では取壊しということになりますけれども、そこは法律の方で、制度上行政の撤去。維持管理は基本的に所有者の方にしていただくことにはなるんですけれども、法律に基づいた形での景観を守る対策、施策等をですね、実施できるような形でその法律が、施行されているということになりますので、ただそういう形を使わないようなことで空き家対策というものが出来ないかということで、国においてもいろいろな施策を練られているところでございますので、そちらの方も考えながら全体的に進めていく必要はあるのかなと思います。

#### ○議長(横関一雄) 麿議員。

○1番(麿 直之)一応、今の回答は理解しているつもりなんですけれど、やはり前回調査で40件近い方が売買したいという意向もあって、7年ぐらい経っている中でもう1回再調査して、もしかしたら多分増えている可能性とかもあるのかなと思うんですけれど、やはりどうしても、こういう法律が出来て最終的には強制撤去というのも分かるんですけれど、せっかく調査するのであれば何かしら町として手助けというわけではないですけれど、何かもっと売却しやすくする、もしくは本人意向で利活用できるようにする。ただ、古い状況だとなかなか難しいのも理解はするんですけれど、何か今のお話を伺っていても、もちろん何かしようとはしてくれているんだろうと思いますし、国からもそういう法律が施行されてやっていくというのも理解するんですけれど、やはり今の返答だとどうしても前回から経過した七、八年と、これからの七、八年であまり変わらない印象を受けてしまうんですよ。

なので、今後ちょっと町としてどういうことをというのを、具体的には言えないのかもしれないですけども考えがあるのか、もしくはもう本当に調査して現況を見て、最終的にはやむなしになっていくのか、 その辺りはどうお考えなんですか。

#### ○議長(横関一雄)新見企画課長。

〇企画課長(新見 信)今回の空き家調査を行った気持ちと言ったら変なんですけれども、今回、インターチェンジが出来ます。その中で平成28年に空き家調査を実施して活用がなかなか進んでいない。ただ今回インターチェンジができる中で、町道1番線には、空き家がそんなにないのかと思いますし、駅前もそ

うですけれども、空き家等そちらの方の活用を出来ないかという思いがあったのは事実です。その中で空き家の活用としては、これまで町の方では情報提供に限られておりました。基本的には町としては調査をして、そこの情報を把握して、地域住民の防災ですとか防犯ですとか景観ですとか、そういった部分を守るようなところで考えてきておりますけれども、2段階目としては、その次に助成する。空き家に関して助成する、壊すのに助成するだとか、直すのに助成するとか。そして最後のこれは難しい部分、ちょっとハードルが高いんですけれども、空き家を町が借りて改修をして10年間借り上げるだとかというそういう仕組みもないことはないんですけれども、ハードルが高いため、ちょっと難しい部分がございますけれども、今回の空き家の調査については基本的には空き家の活用、店舗としての活用等も考えられないかという中での空き家の把握を再度したいというところがありました。調査方法としては同様な形ですけれども、まちづくりという中で町には土地がそんなにございません。町有地で持っているところも多くはございませんし、活発に宅地造成されているところもございませんので、なかなか移住施策というのは進まない、難しい部分があるんですけれども、その中で今ある空き家を活用出来ないかということで考えていたところでございまして、今後この調査結果を踏まえて、さらなる方策、空き家に限った部分でないかもしれませんが、まちづくりの全体の中の一つの方策として空き家対策というものを考えていきたいというふうに思います。

#### ○議長(横関一雄) 麿議員。

## ○1番(麿 直之)ありがとうございます。

最後にもう1回だけ質問させていただいて終わりにしたいと思うんですけれど、今回調査目的だとか、思いとか意気込みというところは理解するところで、かつ、店舗としての活用が出来ないかというのの把握だとかというのも目的の一つであるということなんですけれども、やはり気になるのは実際に調査し把握しました、意向も確認しました、けれども意向もあるし、調査結果もあるのに、やはり結果はうまくいってないというのが、どうしてもこの七、八年の印象としてあるんですよね。今回も同じように目的を持って調査されて、こういうことをやりたいという思いがありながらも、結果どうしても同じになってしまうのではないかという印象が拭えなくて、なのでもう少し町として先ほどおっしゃられていた補助を考えていくのか、もちろんここで補助を作りますとは言えないのも理解しますが、補助を考えていくのか、どういう方向で考えてくのか。調査しました、意向も確認しました、けれどその先のもう一つ手立てや方針がないとなかなか難しいのかなという印象ですけれど。最後にその辺り聞かせてください。

#### ○議長(横関一雄)佐藤町長。

〇町長(佐藤聖一郎)麿議員の言うのはもっともで、平成28年に空き家調査をして、今回2度目の空き家調査ということで、内容があまり変わらずに、今後どういう形で進めていくのかという部分では疑問符が付くというふうに思いますけれども、実際問題として、これはあくまで私の見解ですけれども、空き家の需要というのは非常に多いんです。いろんな部分で「空き家はありませんか」ということで直接要望が来たりしますけれども、状態の良い空き家はもう既にいろいろと皆さん情報が出回っていて、もう既に他の人のものになっているということが多いです。状態の悪いものに対しては、なかなか手が付けられずに、町で500万円以上の改修に対して100万円の補助を出すという形でやっていますけれども、年配の所有者がその制度を利用して、あとの残りの改修分を考えたら、手を出しやすいのか、しづらいのかというのは難しいところで、そこもなかなか進まないというのが現状であります。

私の見解はですね、本当この町の空き家を改修してより多くの方々に住んでもらいたいというのは本音でありますけれども、この売買に関して町がそこに関わるということは、なかなか難しい部分あります。というのは民業を圧迫するというのもありますし、町で集合住宅を建ててもらうということで補助金を出していますが、逆に今度そこのお客さんが減ってしまったら、「町としてどうなっているんだ」ということもまた問われますので、なかなかその辺は難しいところなんですけれども、町として1番肝心なのは仕組みづくりをして、その受け皿を誰にやってもらうのかというのを探さなければいけないと思いますので、その受け皿を今後探す部分でいろいろと調査研究をしていきたいと思いますし、その間、パートナーというか受け皿が見つからない状態の中では、町として情報を管理して、もし、そういったニーズがあればお答えするというような程度しか出来ないというふうに思いますので、また、今後さらに研究して、麿議員の仰るように、あまり効果ない意味のない施策の展開にはしたくないと思いますので、肝に銘じてこれから取組を進めたいと思います。

- ○議長(横関一雄) 麿議員。
- ○1番(麿 直之)ありがとうございます。

別に私も町が不動産業やったほうが良いとは全く思ってないですし、佐藤町長が仰るとおりだと思っていて、ただ、佐藤町長から最後に仰っていただいたような仕組みづくりをするのが、やはり町の役目だと思いますし、あとはその受け皿というところは見つける必要があるとは思うんですけれども、ただ何よりもその仕組みづくりというのが町の方でしか出来ないことだと思いますし、できることだと思うので、ぜひその辺りを今後どういうふうにやられていくのか、楽しみにしていますのでよろしくお願いします。以上です。

○議長(横関一雄)以上で一般質問を終わります。

#### 日程第11 議案第1号

令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第5号)

○議長(横関一雄)日程第11、議案第1号『令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第5号)』を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

〇町長(佐藤聖一郎)議案第1号でございます。令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第5号)。令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8500万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億3305万5000円とする。第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表 地方債補正による。令和3年12月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろ しくお願い申し上げます。

- ○議長(横関一雄)和田財政課長。
- 〇財政課長(和田秀文)議案第1号、令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第5号)について、ご 説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。12款. 交通安全対策特別 交付金から22款. 町債まで補正いたしまして、歳入合計額に補正額8500万2000円を追加し、補正後の合計 を42億3305万5000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款.議会費から13款.諸支出金まで補正いたしまして、歳出合計額に補正額8500万2000円を追加し、補正後の合計を42億3305万5000円とするものでございます。

4ページをお開き願います。第2表 地方債補正、1.変更でございます。過疎債ソフト分の発行限度 額確定により、街路灯補助事業を200万円に、デイサービスセンター運営補助事業を730万円に、町道北町 公園前線整備事業を3560万円にそれぞれ変更するものであります。

5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。 1 款. 町税から22款. 町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

6ページをお開き願います。歳出でございます。1款.議会費から14款.予備費まで、すべての科目を載せたもので、財源内訳は国道支出金が1064万円の増、地方債が570万円の減、その他が24万8000円の増、一般財源が7981万4000円の増となっております。

7ページをお開き願います。歳入でございます。交通安全対策特別交付金は交付なしのため廃款としています。

9ページをお開き願います。 3項. 道委託金につきましては、額確定により 3万8000円の減額でございます。

11ページをご覧ください。17款.財産収入、1項.財産運用収入につきましては、各基金の利子2000円の追加でございます。

12ページをお開きください。18款. 1項. 寄附金につきましては、一般寄附とふるさと納税寄附を合わせて8006万円の追加でございます。

13ページ、19款. 繰入金、1項. 基金繰入金につきましては、ふるさと振興基金の繰入金6万1000円の減額でございます。

14ページをお開きください。21款. 諸収入、5項. 雑入につきましては額確定により56万1000円の追加でございます。

15ページ、22款. 1項. 町債につきましては、地方債補正で説明した分でございます。

17ページをお開き願います。歳出でございます。1款.1項.議会費につきましては152万8000円の減額で、新型コロナウイルスによる各種研修等の中止と人件費の増減で、以降、人件費はすべて標準報酬額改定によるものでございます。

19ページをお開き願います。2 款. 総務費、1 項. 総務管理費、1 目. 一般管理費は128万6000円の減額、20ページ、2 目. 交通安全推進費は16万3000円の追加、3 目. 文書広報費は3万8000円の追加、4 目. 財産管理費は142万9000円の減額で、いずれも人件費の減、燃料費の増、工事等執行残でございます。

21ページ、5 目. 企画費は300万7000円の追加で、燃料費の増、22ページ、委託料の執行残とワーケーション補助金の増であります。8 目. ふるさとづくり事業費は、ふるさと納税寄附金の積立て3428万1000円の追加、2 項. 徴税費と3 項. 戸籍住民登録費を合わせて、人件費4万4000円の減額、4 項. 選挙費につきましては執行残28万1000円の減額でございます。

24ページをお開き願います。3款.民生費、1項.社会福祉費、1目.社会福祉総務費につきましては、人件費11万6000円の減額、2目.老人福祉費は人件費の減、25ページ下段、介護認定調査委託料とデータ通信用ソフトの購入、26ページ、後志広域連合負担金及び社会福祉協議会補助金、合わせて331万7000円の減額でございます。3目.老人福祉施設費は財源内訳の変更、4目.心身障害者特別対策費は報酬改定による扶助費1081万4000円の追加、5目.国民年金事務経費は、共済費2万6000円の減額。6目.後期高齢者医療費は1270万6000円の減額で額確定による負担金の減と繰出金の追加でございます。2項.児童福祉費は535万6000円の減額で燃料費の増、放課後児童クラブと一時預かり委託料及び地域子育て支援拠点事業は見込みによる増減、返還金は額確定による増でございます。

29ページをお開き願います。4款.衛生費、1項.保健衛生費、1目.保健衛生総務費につきましては、 人件費の減、30ページ、余市協会病院への補助金及び国民健康保険事業特別会計への繰出金323万9000円の 追加、3目.予備費は新型コロナウイルスワクチン接種の委託料及び負担金で852万5000円の追加、4目. 環境衛生費は76万円の追加で、ごみ袋の購入、燃料費の増、執行残によるものです。

33ページをお開きください。5款、労働費につきましては財源内訳の変更でございます。

34ページをお開きください。6款.農林水産業費、1項.農業費、1目.農業委員会費につきましては、 人件費、研修会の中止により64万9000円の減額、35ページ、2目.農業総務費は、人件費17万1000円の減額、3目.農業振興費は、額確定により報償費等53万9000円の追加。36ページ、5目.山村振興施設費は 執行残20万9000円の減額、7目.農用地再編開発事業費と2項.林業費は財源内訳の変更になります。

37ページ、7款. 1項. 商工費につきましては、共済費と、ふるさと納税委託料等の増、イベント補助金の執行残で4519万円の追加でございます。

38ページをお開きください。8款. 土木費、1項. 土木管理費につきましては、人件費と執行残で13万6000円の減額、39ページ、2項. 道路橋りょう費は、人件費と執行残、委託料の増で665万4000円の減額。41ページ、3項. 河川費と、42ページ、4項. 住宅費、合わせて6万6000円の減額で、人件費と執行残によるものであります。

43ページ、9款、1項、消防費につきましては、執行残18万円の減額でございます。

44ページをお開きください。10款.教育費、1項.教育総務費につきましては、67万9000円の追加で、人件費の増減と3目.教育振興費は、目を新設し臨時休業に伴う給食費補助の増によるものです。2項.小学校費は227万4000円の追加で、燃料費の増、委託料等執行残、47ページ、3項.中学校費は報償費の減、燃料費の増、委託料等執行残で281万6000円の追加。48ページ、4項.社会教育費は、共済費の増、新型コロナウイルスによる各種事業中止で57万3000円の減額、49ページ、5項.保健体育費は、共済費の増、50ページ、新型コロナウイルスによる事業中止、給食センターの修繕費等で77万円の追加でございます。

53ページをお開きください。13款. 諸支出金、1項. 基金費につきましては663万4000円の追加で、各基金の利子及び積立てによるものでございます。55ページ以降は、補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長(横関一雄)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。4番・佐藤議員。

○4番(佐藤秀教) それでは何点か質問させていただきます。

まず、30ページの3目. 予防費で、今回新型コロナウイルスワクチンの関連で、予算計上、補正されて

おりますけれども、これはおそらく町民の皆さん向けの3回目の接種の関係だと思うんですが、この予算の関係について、もう少し具体的に説明をお願いします。

- ○議長(横関一雄)浜野ほけん課参事。
- **○ほけん課参事(浜野公子)** 只今のご質問についてお答えさせていただきます。

今回の補正につきましては、今議員が仰ったように3回目のワクチン接種、追加接種に向けての準備等 が主なものとなっております。この852万5000円の内訳なんですけれども、まず1つ目は、これから3月ま での間に3回目のワクチン接種を迎えられる方のワクチン接種の費用分と、まだ2回目を打っていない方 のワクチン接種の費用分と、もしかしたらこれからまだ打っていない方もいらっしゃって、希望される方 がいた場合、もしくはこれから打ちたいという方が出た場合、その方が打つのが2回ほどございますので、 そちらの方が打つであろうという予測の下の接種費用をまず計上させていただいています。さらにワクチ ン接種の体系につきましては、土曜日ですとか日曜日に医療機関の方でやっていただける医療機関があり ます。後は時間外でやっていただける医療機関もございますので、そちらにつきましては、国の方でも休 日加算ですとか、時間外加算をしても良いということが決定されましたので、接種される人数を見た中の 1割程度時間外等のお金がかかるかもしれないということも入れさせていただいております。接種につい ては、そのような体制で準備させていただいておりまして、次に、その他にいろいろな運用に係る経費が 必要となってございます。まず、1つ目に、1回目、2回目と違って、3回目については予診票に接種券 が付いた形の様式を国の方で変更してしまいましたので、まず、そちらの様式を出すもの、後は接種済証 というものも出さなければいけないので、接種済証を作るためのシステム改修というものが掛かることに なりました。それで、北海道の自治体情報システム協議会と言いまして、全道28か町村が入っているんで すけれども、その町村の中で掛かる費用につきましては案分させていただいて、それに掛かるシステム改 修費用ということで、85万4000円ほど計上させていただいています。さらにもう1つ、250万円というもの がございますが、こちらにつきましては、現在仁木町は、北後志5か町村で共同事業としてやらせていた だいていて、その運用に係るコールセンターの費用と、それからシステム運用といった予約システムに係 るいろいろなシステム管理に係る経費等がございます。こちらにつきましては 5 か町村で協議をさせてい ただいて、まずは3月分まで掛かる費用について、計上させていただいております。

あと、今回のワクチン接種なんですけれども、ちょっと余談になるかもしれないんですが、今回の3回目接種につきましては、まず医療機関の従事者の方から12月中旬からスタートしていきます。先週の金曜日に国の方で接種の期間というものが変更になってしまったので、この予算を立てさせていただいたときには、原則8か月以上経ってからということだったんですけれども、国の方でも変更等があって少し前倒しになってくる可能性がございます。それにつきましては、まず、12月中旬以降の医療従事者の方の接種は今までどおりスタートは同じなんですけれども、それ以降、施設入所されている高齢者の方、それからそこに係る従事者の方等の接種をどんどん進めていきまして、3回目の65歳以上の方については、おそらく仁木町の方は5月17日からスタートしていますので、6月の中ぐらいに2回目を終わっている方が1番最初のスタートになります。そうなりますと2月からだいたい3回目接種がスタートしてくる形になりますが、今回については、国の方と接種した履歴が連携してございますので、その時期が来た方から順次、ワクチンの予診票と接種券というものを送らせていただきます。

さらに今原課として考えているのが、今回の1回目、2回目のワクチンの予約では、かなり高齢者の皆

さんが予約についてなかなか取りづらかったり、なかなか不安になられたりとかいろんな声を聞きました。それで、ワクチン接種をスムーズに行うためには、希望される方については少しでも打ちやすい環境を整える必要があるということがございますので、コールセンター等は設置するんですけれども、町の方で、国の方と連携しているものですから、2回目接種した方は全部情報が登録されてございます。一応時期が来たら個別でそれぞれに、あなたはワクチン3回目の準備になりましたという連絡が行きますので、原課の方としましては、係全員を総動員してやるんですけれども、65歳以上の方には基本3回目は何月何日にどの医療機関で受けるようにということまでを入れたものを送ろうかと考えています。ただし、希望されない方ですとか、その日どうしても打てない方もいらっしゃるので、それについては、役場に電話をいただいたら再度コールセンター等の方に予約を入れ直すというところまでをやりながら、まず、65歳以上の方については準備を進めていきたいと考えています。

ただ、それ以外の年齢の方も出来ない方はやはりいらっしゃるので、これについては、前回の反省も踏まえて、係の方でちょっとフォローを入れながら、もう少し丁寧に対応していきたいというところで、今準備をしている感じです。以上です。

## ○議長(横関一雄) 4番・佐藤議員。

○4番(佐藤秀教)今、予算の内容の他に予約の方まで説明していただいて、これも質問させてもらおうかと思っていたんですが、先に今伺いましたけれど、もう少し確認しますけれど、1回目は非常に高齢者の方、特にコールセンターの方に予約をしようとしたが、なかなか繋がらないということで、かなり皆さん苦労された経緯がございます。それで今、1回目、2回目に打った医療機関がそれぞれの高齢者の方の経緯・履歴が分かるので、まず、町の方でそれを医療機関と調整していただいて、あるいはコールセンターの方と調整していただいて、ですから町民の方、特に高齢者の方はコールセンターの方に予約をしなくても済むというような形で配慮していきたいというような部分でよろしいんでしょうか。

#### ○議長(横関一雄)浜野ほけん課参事。

**○ほけん課参事(浜野公子)**こちらにつきましては、今議員仰ったように、なるべく高齢者の皆さまには ご不安とご負担をかけないように、町とコールセンターの方で調整をさせていただいて、まずは予約を取らせていただきます。ただ医療機関については、ワクチンが余ってしまうこともあるんです。当日キャンセルしたりとか予約の人数に満たないこともあるので、そちらについては、各町村、地元、住所地にある病院とやりとりさせていただくという形もありますので、逆にうちも地元の病院が1か所ありますので、そこの病院とも調整をさせていただきながら、ワクチンの廃棄がないように、人数がわかり次第、病院と予約の調整をしてやっていくということを2つ考えております。以上です。

#### ○議長(横関一雄)佐藤議員。

○4番(佐藤秀教)簡単で良いんですが、要するに高齢者の方も1回、2回もう既に打っていますので、 1回目のように本人が自らコールセンターの方に予約しなくても、もう履歴がわかっていますから、高齢 者の方に限っては町の方でコールセンターの方と打ち合わせをして、あるいは医療機関と3者で打合せし て、高齢者の方はあえて申請しなくても良いですということで理解してよろしいでしょうか。

## ○議長(横関一雄)浜野ほけん課参事。

**○ほけん課参事(浜野公子)**すいません。私の説明がちょっと長くて申し訳なかったんですけれども、そのとおりでございます。

町の方で行うという考えでいますので、高齢者の方が直接予約をするということは、そこはちょっと省 こうと考えています。以上です。

- ○議長(横関一雄)佐藤議員。
- ○4番(佐藤秀教) その周知については、どのような形でされるんでしょうか。
- ○議長(横関一雄)浜野ほけん課参事。
- **○ほけん課参事(浜野公子)**こちらの周知につきましては、いきなり接種券等が届いてしまうと驚かれる と思いますので、係としましては、年内のうちに1度、3回目の予約方法について全戸回覧で周知をしよ うと考えております。そこを1回踏まえて、それから皆さんに周知をしていくというふうに考えています。 以上です。
- ○議長(横関一雄)佐藤議員。
- ○4番(佐藤秀教)わかりました。

それで、1回目、2回目はファイザーということで、私もファイザーを接種したんですけれども、何かモデルナが効くというような話も聞いています。ファイザーよりはモデルナの方が効力ありますというのが、私もテレビ等の受け売りなんですけれど、それで3回目についても、ファイザーになるのか、あるいはモデルナは多少リスクがあるようで、熱が出るだとか、体調にちょっと支障を来すというような部分もありますので、今考えているのはどちらの方なんでしょうか。

○議長(横関一雄)浜野ほけん課参事。

**○ほけん課参事**(浜野公子) 只今の質問なんですけれども、ワクチンの種類については、今後、モデルナ製とファイザー製が入ってくるかと思います。ただ、これはどうしても国の方で、基本的には今まではファイザー製が市町村というところだったんですが、モデルナ製も入ってくるという配分については国の方で配分を決めてくるので国から道、道から市町村に配分される数がちょっとわからないんですけれども、何対何かの割合で、ファイザーとモデルナが来ることになると思います。

その中でモデルナ製につきましては、1回目、2回目の方は1回につき0.5%以際という量を注射していたんですけれども、3回目の追加接種につきましては、0.25%以際という半分の量で1回目、2回目同様の抗体価が付くということがわかってございます。そのため3回目については、モデルナは半分の量、そして、半分の量を打つことでも抗体が付くというのと副作用がそれだけ少ないというところも出ておりますので、3回目はモデルナで0.25%以際という半分の量でいきます。反面、モデルナとファイザーについては、国の方で当初「ファイザーかモデルナか、ご本人が選ぶことも出来ます」みたいなお話がされてはおりました。なので、もしかしますと来ているワクチンの種類によっては、嫌だということも出てくる可能性はあります。それにつきましては、希望されるワクチンが入った場合にそちらに回っていただくということも出てくるため、どうしても8か月以上というところから少し延びてしまって待たなければいけないということも出てくる可能性が、今の段階ではあります。以上です。

○議長(横関一雄)佐藤議員。

○4番(佐藤秀教) それでは、本町においてもファイザーになるのかモデルナになるのか、それは国から来る配分量で決まってくるので、その辺、あとは本人との調整という部分が出てくると思うんですが、あくまでも「どちらになるかわからない」ということでよろしいんでしょうか。

○議長(横関一雄)浜野ほけん課参事。

- **○ほけん課参事(浜野公子)**今の段階では、スタートはファイザーからいくと思うんですけれども、途中からはどちらになるかがわからないというのが現状でございます。以上です。
- ○議長(横関一雄)よろしいですか。他にございませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第5号)』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号『令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第5号)』は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第12 議案第2号

令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

〇議長(横関一雄)日程第12、議案第2号『令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

〇町長(佐藤聖一郎)議案第2号でございます。令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正 予算(第2号)。令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めると ころによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1万3000円を減額 し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8436万1000円とする。第2項 歳入歳出予算の補正の款 項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正によ る。令和3年12月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(横関一雄)和田財政課長。

〇財政課長(和田秀文)議案第2号、令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款.財産収入から6款. 諸収入まで補正いたしまして、歳入合計額から補正額1万3000円を減額し、補正後の合計を1億8436万1000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款.総務費、5款.基金積立金をそれぞれ補正いた しまして、歳出合計額から補正額1万3000円を減額し、補正後の合計を1億8436万1000円とするものでご ざいます。 3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款. 国民健康保険税から6款. 諸収入まで、すべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款.総務費から6款.予備費まで、すべての科目を載せたもので、右側の財源内訳は、その他が1000円の増、一般財源が1万4000円の減となっております。

5ページをお開きください。歳入でございます。3款.財産収入、1項.財産運用収入につきましては、 利子1000円の追加でございます。

6ページをお開き願います。 4 款. 繰入金、1項. 一般会計繰入金につきましては、繰入金額確定により240万7000円の追加でございます。 2項. 基金繰入金は、後志広域連合返還金等により1128万2000円の減額でございます。

7ページ、6款.諸収入、3項.雑入につきましては、後志広域連合の過年度返還金886万1000円の追加でございます。

9ページをお開き願います。歳出でございます。1款.総務費、1項.総務管理費につきましては、人件費の増減で1万5000円の減額でございます。

10ページをお開きください。5款.1項.基金積立金につきましては、利子積立てで2000円の追加でございます。11ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長(横関一雄)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから議案第2号『令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)』は、 原案のとおり可決されました。

#### 日程第13 議案第3号

令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

〇議長(横関一雄)日程第13、議案第3号『令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

〇町長(佐藤聖一郎)議案第3号、令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)。令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。歳入歳出

予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ32万3000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6266万2000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和3年12月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろ しくお願い申し上げます。

○議長(横関一雄)和田財政課長。

**○財政課長(和田秀文)**議案第3号、令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号) について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。5款. 諸収入を32万3000 円減額し、補正後の合計を4億6266万2000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。 1 款. 総務費、 2 款. 施設費をそれぞれ補正いたしまして、歳出合計額から補正額32万3000円を減額し、補正後の合計を 4 億6266万2000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款.使用料及び手数料から6款.町 債まで、すべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開きください。歳出でございます。1款.総務費から4款.予備費まで、すべての科目を載せたもので、右側の財源内訳は、その他が32万3000円の減となっております。

5ページをお開きください。歳入でございます。5款.諸収入、3項.雑入につきましては、支障物件の移転補償金32万3000円の減額でございます。

7ページをお開きください。1款.総務費、1項.総務管理費につきましては、人件費、工事費執行残で29万2000円の減額でございます。

8ページをお開きください。2款.1項.施設費につきましては、人件費、共済費で3万1000円の減額でございます。9ページ以降は、補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長(横関一雄)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第3号『令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第3号『令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)』は、原案

## 日程第14 議案第4号

令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○議長(横関一雄)日程第14、議案第4号『令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

〇町長(佐藤聖一郎)議案第4号でございます。令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)。令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7523万9000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和3年12月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(横関一雄)和田財政課長。

〇財政課長(和田秀文)議案第4号、令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号) について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。3款. 繰入金を1万5000 円追加し、補正後の合計を7523万9000円とするものでございます。

2 ページをお開き願います。歳出でございます。1 款. 総務費を1万5000円追加し、補正後の合計を7523 万9000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款.後期高齢者医療保険料から5款. 諸収入まで、すべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開きください。歳出でございます。1款.総務費から4款.予備費まで、すべての科目を載せたもので、右側の財源内訳は、一般財源が1万5000円の減となっております。

5ページをお開きください。歳入でございます。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては、事務費の繰入金 1 万5000円の追加でございます。

7ページをお開きください。1款.総務費、1項.総務管理費につきましては、共済費1万5000円の追加でございます。9ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長(横関一雄)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[ 「ありません」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第4号『令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第4号『令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)』は、原 案のとおり可決されました。

#### 日程第15 議案第5号

特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例及び仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長(横関一雄)日程第15、議案第5号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例及び仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

〇町長(佐藤聖一郎) それでは議案第5号でございます。特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例及び仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について。特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例(昭和44年仁木町条例第1号)及び仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成3年仁木町条例第2号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和3年12月20日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、鹿内総務課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(横関一雄)鹿内総務課長。
- ○総務課長(鹿内力三)議案第5号、特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例及び仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定につきまして、ご説明いたします。

特別職の職員で常勤のものの給与及び仁木町議会議員の議員報酬につきまして、10月14日仁木町特別職報酬等審議会においてご審議いただきましたので、答申のとおり改正するものであります。

改め文の朗読を省略し、新旧対照表でご説明いたします。新旧対照表1ページをお開き願います。右側が現行の条例でありまして、左側が改正後となっております。アンダーラインを付している箇所が改正箇所であります。特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例、別表、町長の給料月額「63万6000円」を「70万円」に、副町長「56万2000円」を「59万円」に、教育長「52万4000円」を「55万円」に改めるものです。

2ページ、仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、第2条第1項の表、議長の議員報酬月額「23万9000円」を「25万8000円」に、副議長「19万3000円」を「20万6000円」に、常任委員長及び議会運営委員長「17万8000円」を「18万8000円」に、議員「16万円」を「17万5000円」に改めるものです。附則につきましては施行期日の定めであり、令和4年4月1日から施行するものであります。

仁木町特別職(町長、副町長及び教育長)の給与等につきましては、本町の財政状況の悪化や管内各町村との均衡などを踏まえ、平成14年から平成20年まで4度の減額改定をし、また、議会議員の報酬につき

ましては、議員自らの提案により平成15年、17年と2度減額改定をし、今に至っています。行財政構造改革プラン終了から10年が経過し、本町の財政状況は、現在法律による健全化判断比率で見ると実質公債費比率は、道内類似団体同程度となり、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率はない状態です。これは地方債残高を30億円台、平成19年度は53億円で維持し、財政調整基金などを23億円(平成19年度は7億円)、標準財政規模まで積立てたことなどが要因で財政の健全化が図られつつある状況です。この間、一般職の給料等は復元し、また、道内町村及び管内町村の特別職の給与、議員報酬は、逐次改定されており、本町は、道内類似団体、管内町村との比較において共に下位の額となっているところです。これらのことを踏まえ、常勤特別職の給与及び議会議員の報酬につきまして、特別職報酬等審議会のご審議を踏まえ、道内類似団体の平均額を基に改定することとしたものでございます。なお、同審議会において、改定の適用時期は、比較した類似団体が、令和2年4月1日現在であることから、行革前と同じようにするのであれば、令和3年4月となることも考えられるところではありますが、現在のコロナ禍の状況を踏まえ、令和4年4月1日施行と答申をいただいているものでございます。以上で議案第5号についての説明を終わります。

○議長(横関一雄)説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(横関一雄)「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長(横関一雄)「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第5号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例及び仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第5号『特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例及び仁木町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について』は、原案のとおり可決されました。 暫時休憩します。

休憩 午後 4時01分

#### 再 開 午後 4時02分

○議長(横関一雄)休憩前に引き続き会議を開きます。只今の出席議員は9名です。

お諮りします。本日の会議はこの程度に留め、これで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

[ 「異議なし」と呼ぶ者あり ]

○議長(横関一雄)「ご異議なし」と認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

なお、次回の開催は明日12月21日火曜日、午前9時30分より開会いたしますので、ご出席願います。 本日のご審議大変ご苦労さまでした。

延 会 午後 4時02分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

## 令和3年第4回仁木町議会定例会議決結果表

# 会 期 令和3年12月20日~12月21日(2日間) 1日目 令和3年12月20日(月)

(開会~午前9時30分/延会~午後4時02分)

| 議<br>案<br>番<br>号 | 議件名   | 議決年月日        | 議決結果 |
|------------------|---|--------------|------|
| 報 告 第1号          | 令和2年度各会計決算特別委員会審査報告書  |              |      |
|                  | 付託議案第1号<br>令和2年度余市郡仁木町一般会計歳入歳出決算認定について                                | R 3 . 12. 20 | 認定   |
|                  | 付託議案第2号<br>令和2年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について                        | R 3 . 12. 20 | 認定   |
|                  | 付託議案第3号<br>令和2年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について                          | R 3 . 12. 20 | 認定   |
|                  | 付託議案第4号<br>令和2年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について                         | R 3 . 12. 20 | 認定   |
| 報 告 第 2 号        | 議会活性化特別委員会調査報告書(中間報告)   | R 3 . 12. 20 | 報告   |
| 承 認<br>第1号       | 専決処分事項の承認について<br>令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算(専決第2号)                           | R 3 . 12. 20 | 承認可決 |
| 承 認<br>第2号       | 専決処分事項の承認について<br>令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算(専決第3号)                           | R 3 . 12. 20 | 承認可決 |
| 議 案 第1号          | 令和3年度余市郡仁木町一般会計補正予算(第5号)  | R 3 . 12. 20 | 原案可決 |
| 議 案 第2号          | 令和3年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)                                      | R 3 . 12. 20 | 原案可決 |
| 議 案<br>第3号       | 令和3年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)  | R 3 . 12. 20 | 原案可決 |
| 議 案<br>第4号       | 令和3年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)                                       | R 3 . 12. 20 | 原案可決 |
| 議 案 第5号          | 特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例及び仁木町議会議員の議員報酬及び費<br>用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について | R 3 . 12. 20 | 原案可決 |